

兵庫県立歴史博物館紀要



第 33 号

二階坊俊源—鎌倉時代の書写山圓教寺僧の栄光と陰—	神戸 佳文 1
「廃城令」直前期における全国の城郭調査をめぐって —「陸軍省絵図」との関係も含めて—	竹内 信 11
播磨国福本藩関係ふすま下張り文書について	濱室かの子 吉原 大志 45
【活動報告】	
姫路市網干区・不徹寺の下張り文書と現地における資料展示	濱室かの子 55
【収蔵資料目録】	
入江コレクションの子ども雑誌（大正期）	香川 雅信 92(21)
【展覧会記録】	
特別企画展「唱歌！西洋音楽がやってきた —明治の音楽と社会—」	山田加奈子 102(11)
【展覧会記録】	
特別企画展「広告と近代の暮らし」	吉原 大志 112(1)

2022(令和4)年3月

兵庫県立歴史博物館

「廃城令」直前期における全国の城郭調査をめぐって

―「陸軍省絵図」との関係も含めて―

竹内 信

はじめに

近代の城郭史を語る際、一八七三年（明治六）一月十六日付太政官無号達「全国城郭存廃ノ処分並兵营地等選定方」、いわゆる「廃城令」^(註1)は頻出単語の一つである。この「廃城令」とは、廃藩置県後に政府によって行われた各城郭の整理結果であり、「存城」を陸軍省の管理下に置き、「廃城」を大蔵省の管理下とすることを定めた太政官達の通称である。時期によって扱いは異なるが、概して前者は軍用地として確保され、不要なものについては一八九〇年に主に旧領主を対象として払い下げられる等といった変遷をたどり、後者は「廃城令」後に払い下げられる例、公園化される例、あるいは再び軍用地とされるなど様々な途をたどった。^(註2)このため「廃城令」は近代城郭史における出発点として位置づけられている。なお、一般に「廃城令」によって全国各地の城郭が一斉に破却されたと理解されている向きがあるが、この達自体は「基本的には、全国の城郭の管轄を陸軍省と大蔵省に分割し、（中略）各省でその取り扱いを定めたものに過ぎない」^(註4)。

「廃城令」が達せられた時期を含め、近代における城郭の様相を明らかにしようとする研究の動きが近年活発化しつつある。明治初期の動向に限って

いえば、戦前の段階で大類伸氏、鳥羽正雄氏による通史の中で触れられるほか、吉田常吉氏や藤田清氏をはじめとした論考があったが、戦後になると、森山英一氏による業績を除き研究が停滞する。ただし、同氏の研究は戦前期の回顧談や法令等を駆使することによって城郭の存廃調査の過程を明らかにしている点で注目される。^(註6)一九九〇年代以降になると、愛媛県内をはじめとして考察した平井誠氏の諸研究や、堀田浩之氏による姫路城を中心とした事例、鳥取城を主対象とした佐々木孝文氏の論考等の成果が得られている。また、自治体における城郭調査でも、近現代の史料にまで目を配るものが増加しつつある。^(註9)最近では、近世城郭の様相の変遷を主対象とした研究会等も開催されており、近現代城郭史への関心は高まりつつあるといえよう。^(註10)

ところで、これまでの研究では、「廃城令」に至るまでの経緯を説明する際に、その直前期、すなわち明治四年末から翌五年にかけて、全国の城郭や陣屋等に巡検将校が派遣されて調査が行われたといわれてきた。しかし、この城郭調査が各地で具体的にどのような行われ、いかなる調査結果を提出したのかについて、調査員の史料がみつかっておらず、未だ課題として残されたままであった。^(註11)また、調査内容を示す史料として以前より提示されていた陸軍省第三十号「巡検将校職務大略」（史料一）についても、「大略」という性格上、当時の調査内容や意図を読み取るには限界があった。

この点について、先述のような平井氏や佐々木氏をはじめとした諸研究や自治体の調査によって、関連史料の発見も相次いでいる。^(註12)なかでも「廃城令」直前期に行われた城郭調査の際に提出された「陸軍省絵図」の発見は注目すべき史料の一つであり、これを用いた調査研究も盛んに行われるようになりつつあるが、^(註13)いまだ不明点も多く、引き続き絵図の性格を丹念に検討していく必要がある。

そこで本稿では、当該調査員の一人であった遠藤道(泰道)関係史料を用い、城郭調査の内容を明らかにすることを目的とする。具体的には、尼崎市立歴史博物館に所蔵される遠藤泰道文書から詳細な調査目的を検討し、当時の陸軍省の調査目的を明らかにすること、同時に「陸軍省絵図」の史料性格の一端を明らかにすることの二点を目標としたい。

なお、本稿で用いる史料については二五頁以降の《史料》にて翻刻を掲載している。適宜参照いただきたい。

一 史料について

まずは本稿で主に用いる史料について、その概要を確認しておく。

(1) 遠藤泰道文書

遠藤泰道文書は和歌山藩士遠藤家に関する文書群である。文書は東京の古書店を通じて、一九九八年に当時の歴史博物館準備室(現尼崎市立歴史博物館)に収蔵された。総数は合せて五〇点を数え、その内容は遠藤家の系図といった家関係のもの(目録番号1〜25)と、陸軍省による明治五年の城郭調査関係文書(目録番号26〜46)、その他の文書(目録番号47〜50)に分類される。このうち城郭調査に関する史料をみると、調査事項とその結果に関するもの(25〜29、44〜46)と、調査先の各府県担当者から

の来信(32〜43)に大別される。^(註14)なかでも調査項目の詳細を記したとみられる「城郭巡視問ヶ条」(目録番号26)や、調査の備忘録として作成されたとみられる「城郭巡視日記」(以下「日記」)(目録番号25)は城郭調査の詳細を知る上で貴重である。

城郭調査関係史料を遺したのは遠藤道(泰道)とみられる。^(註15)史料によれば、彼は天保八年十二月十九日に和歌山藩士遠藤通(泰道)の六男として江戸において生まれ、明治十年一月十一日に四十歳で病死している。幼名は忠介と称し、後に勝介と改め、さらに道と名乗る。父通(泰道)の没後、兄の圭介(泰寛)が継ぐものの、短命となったことから道が養子として家を継ぐこととなった。家督相続後には西洋砲術を学び、和歌山藩の砲術頭取に就任、長州征伐にも参加しているほか、明治初期には和歌山藩にドイツ式の兵制を導入する等の改革の一角を担った人物でもあった。明治四年には兵部省に奉職し、翌年三月から実施された城郭調査において近畿を中心とした二府十一県を担当している。^(註16)

管見の限り、同調査に関する史料がある程度まとまった形で遺されている例は、後述の「陸軍省絵図」を除いて確認できていない。このことから同文書群は城郭調査当時の目的や経過を知る上で貴重な情報源として活用が期待されるが、これまで「日記」の尼崎城に関する項目以外は十分に検討されていない。^(註17)

(2) 「陸軍省絵図」について

「陸軍省絵図」とは、明治五年三月十八日の太政官布告第八九号によって実施された陸軍省築造局による城郭調査の際に作成された絵図の総称である。この名称は絵図の一部に陸軍省築造局印が押印されていることによるものだが、当該絵図は二〇〇九年十一月にフランスのオークションで出品された後に日本の業者を介して国内市場に流通した経緯もあって一部を散逸している

ため、その全貌は不明である。現在、城郭研究家の富原道晴氏（「しろはく古地図と城の博物館 富原文庫代表」の所蔵となり、同氏のご尽力によって一二四点が再蒐集された。富原氏によれば、ほかに少なくとも四四点が確認されているとのことであるから、国内に流入した時点での絵図の総数は少なくとも一六八点となるという^(註15)。

絵図の特長については既に富原氏によって「表1」のようにまとめられている。それによれば、図によつては「陸軍省築造局」や「明治五年」の年号の記入などがあることから明治五年の城郭巡視時に作成された絵図であること、描画対象としては、城内の軍事施設・練兵場・鉄砲打場・武器蔵・武学校・兵学寮・火薬蔵・修行兵屯所・訓練場・銃練場・文武学校・遠町打場・兵隊屯所・營繕方などの記入が顕著で、建造物に付番がみられることも特長のひとつとしている。こうした点から、絵図の作成目的として主に城跡の跡地利用であると富原氏は述べている。

さらに地域によつては城郭に限らない図まで含まれ、更に作成範囲がバラバラである点、清書まで至らない簡易的な料紙の使用が多い点も勘案して、絵図が短期間に制作されたことも推測されている。

刊行された絵図の影印を見る限りでは、これらの特長については概ね首肯できる内容であるものの、建物に付された番号など推測の域を出ない点もいくつか存在することがわかる。この点については、遠藤泰道文書から城郭調査の目的を検討しながら、「陸軍省絵図」の性格の一端についても明らかにしたい。^(註16)

二 明治初期における城郭の管理の変遷

明治政府が全国の近世城郭を実質的に直接管轄するようになるのは明治四

No	特長
1	当初200点に及ぶ全国規模の国勢調査であり、個別調査は県が実施した官制絵図である。指示は陸軍省築造局派遣将校が全国で行った。
2	調査目的が城郭の軍事機能である土木工事の仕様に加え、城域の坪数や残存建築の居住性・坪数等、軍営地としての適性に重点が置かれている。旧城郭の軍事機能が、もはや時代に取り残されていたため、城跡の利用目的が主体であった。
3	残存建築の平面図・間取り図・屋根葺図等の記入が詳細である。その利用目的は居住性で、兵営としての利用であろう。活用整理のための付番が付された建築物が多数見られる。焼失した場合、「戊辰兵火」などと、その原因を記入している。
4	ほとんどの絵図が県庁所在地や元知事住居、行政機能などを明記し、利用状況を確認している。制作年代は廃藩置県以降である。
5	城郭というより、その機能を終えた城跡と理解され、江戸詰め藩士の帰藩のための開墾状況や城の破壊が記録されている。藩政の記録によれば、作成者は県行政局である。
6	制作年次は明治五年と明記したものがあり、ほとんどが同年代と推定される。陸軍省築造局の印がある絵図があり、陸軍省発足の明治五年二月二十八日以降が絵図群をまとめた上限で、制作着手は三月十八日と思われる。個別絵図の完成は、古図に現状を記入したものもあり、明治五年の現状記入年を作成年としても、下限は提出の八月となる。
7	薄葉紙に描いたものや、既存の絵図を元図に短期間で制作したものが多い。
8	描画精度はまちまちだが、絵師が清書まで行った絵図は比較的少ない。
9	城郭図以外、地域によっては要害・砲台・軍事上の要地・軍事施設・古戦場図まで含まれ、更に作成範囲がバラバラであることから、指示の不明確さ、緊急性を読み取れる。福知山城のように、天守各階の平面図を残している例もある。
10	城内の軍事施設・練兵場・鉄砲打場・武器蔵・武学校・兵学寮・火薬蔵・修行兵屯所・訓練場・銃練場・文武学校・遠町打場・兵隊屯所・營繕方などの記入が顕著である。

※ [富原2017]より作成。

表1 「陸軍省絵図」の特長

年の廃藩置県以降のことである。それまでは各府藩県が城郭を管理しており、多くの場合行政庁舎や藩兵がおかれていたことから、この時点においても城郭内は政治・軍事の中心として機能していたといえよう。ただし、戦前の段階で吉田常吉氏が指摘しているように、明治二年六月の版籍奉還以後、特に

明治三年以降に全国各地で櫓や堀、濠といった城郭構造物の解体が進められていた。^(註19) 明治三年七月に諸府県に向けて墨壁や砲台の築造あるいは毀廢について兵部省へ伺いを立てるように布告されて以降の記録を確認するだけでも、この点は確認することができる。^(註21) その理由としては、民心を一新したいとする政治的理由や、城郭を台場形に変更するといった軍事的理由、城郭構造物の維持が金銭的に困難であることや土族授産を目的とした開墾を理由とした経済的理由などが挙げられており、城郭を新築する例は園部城などごく少数に留まる。^(註22)

これらのことから、同時期における城郭は政治・軍事的な中心地としての機能を近世から継承しているものの、城郭の構造物自体は新時代の到来とともに合理化が図られ、廃藩置県以前の段階でも、各府藩県による城郭管理の下、既に必要に応じて城郭構造物の解体が進められていたといえよう。

さて、明治四年に廃藩置県が断行されると、太政官は明治四年八月二〇日に「地方城郭ノ儀兵部省管轄被仰付候事、但県ニ於テ明細ノ図面相調早々兵部省へ可差出事」と布告した。^(註23) これによって一部を除く全国の城郭や陣屋・砲台などはすべて兵部省の管理下に置かれ、城郭の管理は兵部省陸軍部に設置された築造局が担うこととなった。また各府県は対象の城郭あるいは陣屋等の図面を兵部省に提出することとなったが、このときどれほどの城郭図が兵部省へ差し出されたのかは不明である。^(註24)

同時に明治政府は常備兵制と旧藩兵の処分を進めている。これによって従来の東山道・西海道両鎮台が廃止され、新たに東京鎮台（本営・東京、第一分営・新潟、第二分営・上田、第三分営・名古屋）、大阪鎮台（本営・大阪、第一分営・小浜、第二分営・高松）、鎮西鎮台（本営・小倉当分熊本、第一分営・広島、第二分営・鹿児島）、東北鎮台（本営・石巻当分仙台、第一分営・青森）の四鎮台八分営を置いて旧藩兵を常備兵とし、その他の旧藩兵は元大藩

（十五万石以上）、元中藩（五万石以上）に各一小隊を残して解散した。その後、後者の大中藩兵は翌明治五年一月十日付の太政官達で廃止され、前者の鎮台については翌年一月九日付太政官布告第四号によって六鎮台八営一四營所に改編されている。

以上のように兵部省は明治四年八月の段階で全国の城郭・陣屋をその管轄下に置き、さらに一部の城郭に鎮台の常備兵を置くようになった。しかし、残る大半の城郭や陣屋の数は膨大で、各県庁として使用されていた関係上、それらの管理は実質的に各府県に委任状態にあった。同年十二月に兵部省は各県から受け渡されていない城郭のうち、必要と判断したものについては所管鎮台の見込みで番人を付け、その他の諸県から出された廢毀、保存あるいは引渡し方等についての伺いについては鎮台で預かり置くだけとし、見込み書のみ本省に提出するように命じている。^(註25) この通達によって兵部省は必要と判断した城郭については優先して引き継ぐ方針を打ち出したのだが、このことは、兵部省がこの時点では管轄下に置いていた全ての城郭・陣屋について詳細に把握できていなかった実態を如実に示しているといえよう。

これまでの研究では、明治四年冬から翌年にかけて全国で行われた城郭調査の経緯について、兵部省（陸軍省）^(註26) が鎮台を再々編するため、全国の城郭の軍事的有用性を選定する必要性が生じたことから行われたとされ、城郭・陣屋等の接収とは別に説明されてきた。しかし、先にみたように、この時点で陸軍省は管轄する全ての城郭、陣屋等を直接管理していたわけではなく、各府県から順次城郭、陣屋等の移管手続きを行う必要があった。この点について森山氏は、陸軍省やその前身の兵部省が城郭の接収を行った具体例をいくつか挙げ、明治五年の初めころから逐次接収されたことを明らかにしている。^(註27) 森山氏は城郭の接収と本稿で分析する城郭調査とを直接的に関連付けて論じているわけではないが、兵部省（陸軍省）が城郭調査の直前まで全

ての城郭や陣屋等を管理しきれていないことを踏まえ、この城郭調査は軍事的観点だけをその目的とするものではなかったとすべきであろう。以下この点に留意しながら城郭調査の詳細を検討する。

三 明治五年における城郭調査の目的

全国における城郭調査は兵部省によって明治四年十二月に関東地域で先行して行われ、本格的には翌五年三月より兵部省より改組されて誕生した陸軍省によって着手された。

各方面に出張した調査員の名称と調査地域、およびその日程は「表2」に示す通りである。ここから、調査員は一部を除き各地域に二名ずつ派遣されているが、その日程は判明する限りで約二カ月から七カ月までと地域差が大きいことが分かる。また、先行して行われた関東地域を除いた調査の開始日について、「日記」によれば、遠藤・帆足の兩名が京阪両府及びその他十一県下におかれた城郭・陣屋の調査に赴くのは明治五年三月二一日のことである。^(註28) 遠藤は馬車に乗りして赤坂から川崎經由で横浜に到着。そこで巡廻に同行する帆足義方と合流し、オレゴン号に乗船して神戸港に到着している。このとき、遠藤・帆足以外の調査員のうち、小倉県ほか十県を担当した大迫貞清・石黒光正等が神戸まで同行する姿も「日記」から確認できることから、城郭調査員は一斉に出発したように思われる。^(註29)

この城郭調査について、兵部省(陸軍省)が鎮台を再々編するため軍事的有用性の高い城郭を選定する必要性から行われた、という従来の説明を再検討すべきだと先に指摘したが、陸軍省築造局から各城郭に派遣された調査員はどのような内容を調査項目としていたのだろうか。まずはこれまでの諸研究で用いられてきた「史料1」明治五年三月十五日付陸軍省第三十号「巡

検参謀将校職務大略」からその概要を確認しておく。平井誠氏は「廃城令」までの過程を検討するなかで、「史料1」の記述について次のように整理された。すなわち、①有事における攻守の便などの軍事的基準、②交通の便などの地理的基準、③城郭の大小などの物理的基準の三基準である。^(註30) 「史料1」を見る限りではこの分類は適切であるように思われるが、この点について再検討を試みる。

城郭等の取り調べを主目的とした陸軍省官員の出張は太政官布告第八九号によって三月十八日に府県宛に布告された。これを受けた陸軍省は、同日付で各府県に対して同様の旨を達した上で、派遣された調査員に対し「史料2」別紙以下の内容を報告することを命じている。^(註31) その中で「史料2」の別紙以下に注目すると、すべて陸軍省の所轄地を確定させる条文であることが分かる。例えば、最初の事書では、城郭や堡砦、練兵場など兵事に関するものについては土地建物、樹木に至るまで全て陸軍省管轄としている。この項目のほかにも武器弾薬の製造所などの施設をはじめとして、庁舎として利用された施設や学校について陸軍省の所管とするものの基準を示している。このことについて「史料1」を再度確認すると、六つめの事書において同様の項目が存在することが分かる。

前述のように、これらの内容が記載されているのは、城郭や陣屋等を所管した陸軍省が全ての城郭や陣屋等における管轄範囲の詳細や、それらが保有する財産を把握しきれていなかったためにほかならず、したがって城郭調査の性格を考察する上では重要な意味を持つが、平井氏の整理された基準にはうまくこの内容を反映できていない。なお、遠藤泰道文書に収められる「史料4」も「史料2」の別紙以下とほぼ同じ内容を記載しているが、事書の順や練兵場に関する項目が立てられているなど多少の異同が存在する。巡回任務伝達の際に遠藤が控として作成した際に、何らかの理由で相違が生じたも

のと推測されるが、詳しいことはわからない。ただし、総体としては陸軍省の管轄下におく範囲の基準を記載している点に変わりはない。

次に、遠藤泰道文書に収められる「城郭巡視問ヶ条」(「史料3」)に注目してみたい。これは明治五年三月に陸軍省築造局が作成した城郭巡視時に具体的に復命すべき項目を箇条書きした文書、もしくはその写しである。宛所の記載はないが、調査に赴く各担当者に向けて作成されたものとみてよい。記載された内容を分類したものが「表3」となるが、これを他の史料と対照すると、概ね「史料1」および諸府県に送付された「史料2」を一括した上で調査内容の詳細を記載したものとみられる。^(註2)

ここで指摘しておきたいのは、「史料1」や「史料2」では省略されている内容の記載が「史料3」に記載されている点である。例えば、「史料3」の第四条および第五条に注目すると、「陸軍省絵図」作成の目的の一端がうかがえるが、「史料1」や「史料2」では一部省略されている。具体的にみると、第四条では城郭内の各郭および旧練兵場の坪数と広場の幅と奥行を大絵図に記載することを求めており、この点は実際に「陸軍省絵図」にも反映されている。また、第五条においては巨大な建物は一枚ずつ図面を作成し、その建築年数および屋根葺きの種別を記載すること、さらに城外においても旧練兵場に建造物がある場合には絵図を一枚ずつ作成して差し出すことを求めている。「陸軍省絵図」に天守一層毎の図面や(福知山城)、城外の軍用地である台場の絵図(松尾砲台など)が含まれている理由を同条に求めることができよう。これらの点は実務的な内容のためか「史料1」や「史料2」には記載されていないものの、「陸軍省絵図」の作成背景を考える上で重要と言わねばならない。

いまひとつ、第三条および第五条の付書について触れておきたい。これらの条文は財産の入札について記載していて、第三条では、兵事に関する土地

をすべて陸軍省管轄とすることを前半部に記載し、陸軍省管轄地内に繁茂する立木について、胴回り五尺を基準として調査を行った上で十名以上の入札を命じている。さらに第五条では付書において、城郭内における建物については大絵図中の縮小図に付番した上で十名以上の入札を行うこと、さらに図中に記しがたい石垣や、城郭内であれば新県庁が使用しているものについても旧県庁を用いているものは入札対象とし、土蔵についても同様の扱いとすることを記載している。平井氏は愛媛県内の城郭や陣屋を事例に検討された際に、詳細を不明としつつも城郭調査員による入札許可の可能性について否定的な見解を述べられているが、「史料3」等の記載によって城郭調査と同時に入札命令が下されていたことが明らかとなった。関連法令として、明治五年五月二四日付太政官第一六七号布告「官舎私下規則」により不要城郭の処分方法を入札とすることが取り決められているが、「史料3」が同年三月の時点で作成されていたことを考慮すると、城郭調査員による入札は先行して計画されていたことになる。^(註3)

この背景には、佐々木氏が鳥取県を中心とした事例を紹介した際に示した史料が関連しているように思われる。^(註34)すなわち、同年七月二八日に陸軍大輔山県有朋から正院に向けて発出された伺いによると、陸軍省は当初、将来軍事制度が確立し、所管する城郭の要・不要が明確になった段階で、不要のものについては各県に引き渡す方針だったという。しかし、先般将来必要となる土地の取得については各省間で売買することとなったため、今後陸軍省の必要とする土地については無償で提供すること、それが難しいようであれば不要の城郭を今日より相当の代価で売り払い将来の財源に充てるので至急決定してほしい旨の伺いを立てているのである。この伺い自体は「指令不相見」とされたが、明治六年の「廃城令」において今後陸軍省が有用と判断した土地に対して大蔵省は無償譲渡することとなっていることから、陸軍省の主張

巡検担当者		日程	調査地域						
岩崎之紀中尉 生原重周中尉 ¹⁾	古谷久茂小録 仲正幹少尉 ²⁾	明治5年3月21日? ~?	宮城県 山形県	福島県 置賜県	磐前県 酒田県	若松県 秋田県	水沢県	岩手県	青森県
木村信卿 別喜道利十五等出仕	徳久元成大尉	明治4年12月28日 ~同5年3月3日	東京府 足柄県	群馬県 栃木県	印旛県 新治県	埼玉県 入間県	宇都宮県	木更津県	茨城県
勝田忠恕中尉	清水清久等外出仕	明治5年3月21日? ~同年7月8日	新潟県 足羽県	柏崎県 敦賀県	七尾県 相川県	新川県 静岡県	石川県 山梨県	長野県 浜松県	筑摩県 額田県
遠藤道大尉	帆足義方十四等出仕	明治5年3月21日 ~同年8月10日	京都府 犬上県	大阪府 兵庫県	奈良県 豊岡県	和歌山県 滋賀県	岐阜県 安濃津県	名古屋県 度会県	堺県
谷田義直中尉	児玉良友中尉	明治5年3月21日? ~同年6月25日	岡山県 浜田県	飾磨県 山口県 ^{*1}	鳥取県	北條県	深津県	島根県	広島県
葛岡信綱大尉	稲葉周徳十五等出仕	明治5年3月21日? ~?	名東県	香川県	高知県	松山県	宇和島県 ^{*2}		
大迫貞清少佐	石黒光正少尉	明治5年3月21日 ~同年10月27日	小倉県 美々津県	福岡県 熊本県	大分県 八代県	三瀨県 鹿児島県	伊万里県	長崎県	都城県

1)3月20日任命 2)病気により辞退

※1 本表は[井口2021]表1(前掲註13)をもとに、筆者が一部加筆修正を行ったものである。

※2 筆者が本表を作成するに際し次の点の修正を行った。

① 巡視の日時(出典:「城郭巡視日記」(尼崎市立歴史博物館蔵 遠藤泰道文書-25))

「(遠藤道経歴)」(遠藤泰道文書-18)によれば、巡視日程について明治5年3月30日出発、同年8月9日帰京としているが、ここでは「日記」に記載される日時によることとした。

② 巡検地域の順序を「陸軍省日誌」掲載順に変更

ただし、谷田・児玉・葛岡・稲葉の4名は*1、*2を一括した地域を担当することを命じられているが、[平井2002]や[佐々木2013]の成果等によって表のような担当地の振り分けがなされていたことが判明しているため、あえて記載を分割して表示した。

〔表2〕 巡検将校の人名および巡検先

条文	記載内容	分類						備考
		①城郭の軍事的有用性に関する項目		②近隣の住民や物資に関する項目		③陸軍省管轄地の確定や処分に関する項目		
		城郭の立地・地形	城郭内の様子	物資(物産・物価)	住民	管轄地の確定	管轄地の処分	
第1条	各城郭担当者の姓名					○		担当者の姓名
第2条	城の経路、諸侯の居住状態	○				○		
第3条	陸軍省の管轄地、樹木の調査と入札					○	○	陸軍省の管轄範囲について
第4条	城内の坪数、広所の長さ・幅、絵図への明記		○			○		
第5条	城内建物の詳細を絵図に明記、城郭内の建物等は絵図上に付番の上入札		○			○	○	
第6条	城郭内外に存在する大家屋の調査		○			○		
第7条	城内の飲水		○					
第8条	城郭近傍の水難の有無	○						
第9条	管轄地内の大工といった建築関係者の人数			○				
第10条	一貫目あたりの鉄の値段、取り寄せ先			○				
第11条	石材の近傍産地、取り寄せ先、値段			○				
第12条	瓦の近傍産地、取り寄せ先、値段			○				
第13条	生石灰等(建築資材カ)の近傍産地、取り寄せ先、値段			○				
第14条	士族・卒族・町家の戸数				○			
第15条	城郭周辺の訓練場候補地の有無					○		
第16条	米、薪、炭等の物価			○				
第17条	材木の物価、取り寄せ先			○				
第18条	織物・器物・皇物といった物産			○				
第19条	海魚の取り寄せ先、川魚の種類や漁獲の有無			○				
第20条	田畑の値段					○		田畑の価格は軍用地所得に関する項目カ
第21条	城郭近隣の通船の大小、川の有無			○				
第22条	城郭内、練兵場(陸軍所轄地)を開拓した場合の坪数とその情表					○		

遠藤泰道文書 城郭調-26「城郭訪問ケ条」(尼崎市立歴史博物館蔵)より作成。

〔表3〕 「城郭訪問ケ条」に記載される項目

は受け入れられたものとみられる。ここから、政府内での城郭の所管をめぐる対立が想定され、これら拙速かつ強引な入札は財源確保を企図した陸軍省側の対策とみられる。

これらを踏まえて再び平井氏による整理をみると、①～③の基準自体は首肯できる内容であるものの、こうした基準に整理してしまうと、陸軍省が所管する城郭や陣屋等の土地や建物といった財産の把握という観点が抜け落ちてしまう弱みがある。そのため、今回は平井氏の整理を用いず、仮に①周辺地理や運輸状況を含めた各城郭の立地と地形、城内の様子や攻守の便といった城郭の軍事的有用性に関する項目、②城下の人口のほか、経済、産業といった周辺地域の補給物資に関する項目、③城属の地、すなわち陸軍省管轄地の確定およびその処分に関する項目の三点に再整理しておきたい。

従来の研究では、城郭調査の目的として鎮台の再々編のために項目①や②が指摘されてきたが、遠藤泰道文書の分析結果から、新たに項目③がもう一つの目的として浮き彫りとなった。城郭・陣屋といった管轄地の詳細を把握できていなかった陸軍省にとって項目③の内容は、付属する財産の処分や軍用地として活用する前提として重要であったに違いない。城郭調査の当初の目的を考える上では項目①～③を考慮に入れておく必要がある。

四 「日記」にみる城郭調査

前章を踏まえ、城郭調査が再整理した三項目を目的として実際に行われたのか、調査を記録した「日記」から検討する。

その前に「日記」の形状についてその概要に触れておく。史料は横半帳で表紙に「于時明治五申歳三月 城郭巡視日記 遠藤」と記載され、見返し裏に「Michi」とあること等から記主は遠藤道とみてよい。用紙は「兵部省」

と版心題に記載のある野紙を用いて袋綴じされ、用紙の継ぎ足しを含めなければ五〇丁を数える。基本的に野線ごとに二行ずつ毛筆にて墨書し、尼崎城から山上陣屋にかけては該当する部分の欄外に頭注として巡検先が示されているほか、日付の上部欄外に「△」印が付される。内容は巡検先の城郭や陣屋等の景況を記しているが、同史料のほかに鉛筆書きの下書きとみられるものが部分的に残存することから、これを清書したものが「日記」と考えられる。また、裏表紙の見返しには道の甥で養子の遠藤慎司の奥書がある。

次に「日記」からわかる調査の次第について概要を記す。遠藤・帆足の両名は、巡検先に到着後、城郭や陣屋を管理する府県と接触して城郭巡視の日程および「取調ノケ条」の伝達を行う。^(註36)この「取調ノケ条」とは、「史料2」の内容が既に布告されていることから、おそらく「史料5」や「史料6」といった軍事的な取り調べ項目(項目①)のことを指すとみられる。また、これと前後して城郭の図面を県の担当者が持参する機会が多いが、調査や図面の作成が間に合わず、後日送付する場合もある。^(註37)これらの情報に加え、城郭に詳しい人物を同伴して実地検分を行う。この人物は概ね旧藩(あるいは旧県)関係者である場合もあるが、三田陣屋に同伴した石巻清隆権少属(飾磨県土族)や峰山陣屋に同伴した村田敬之少属(神奈川県土族)の例からも分かるように、必ずしも全員がそれにあたるわけではない。^(註38)

巡検対象となった城郭、陣屋について、「日記」に記載される調査先を「表4」に示した。これを見ると、旧諸侯の居城で廃藩置県時代に存在した藩庁を主な巡検対象としたようで、城郭や大名陣屋といった近世以来の藩庁や大藩の支城、村岡陣屋などの維新立藩までが対象とされ、旗本陣屋はその対象外としたらしい。^(註39)このほかに幕末の砲台や台場について記載される場合もあるが、これは兵事に関係するものが全て陸軍省の管轄とされたことによるものと思われるものの、その申告が府県担当者側から行われたためか、網羅的

巡検日	名称	種別	大名・旗本	所在府県 (明治5年)	「廃城令」の分類 (明治6年)	備考
3/29	(兵庫)	砲台	幕府	兵庫県	記載なし※	和田岬・湊川砲台(立項されず)、※ 兵庫は「存城」とされるが、新規に 陣営を置く地とされる
4/1	(西宮)	砲台	幕府	兵庫県	記載なし	西宮・今津砲台(立項されず)、帆足検分
4/2~3	尼崎	城郭	大名	兵庫県	廃城	
4/4	三田	陣屋	大名	兵庫県	廃城	
4/7	篠山	城郭	大名	豊岡県	廃城	
4/9	柏原	陣屋	大名	豊岡県	廃城	戸長が陣屋を管理
4/10	福知山	城郭	大名	豊岡県	廃城	
4/12	出石	城郭	大名	豊岡県	廃城	
4/13	豊岡	陣屋	大名	豊岡県	存城	村岡の「附」(〔史料7])
(4/13)	村岡	陣屋	旗本(交代寄合)	豊岡県	廃城	維新立藩、図面のみの調査、 「附」として豊岡(〔史料7])
4/15	峰山	陣屋	大名	豊岡県	廃城	
4/17	宮津	城郭	大名	豊岡県	廃城	
4/18	舞鶴	城郭	大名	豊岡県	廃城	
4/19	綾部	陣屋	大名	京都府	廃城	
4/19	山家	陣屋	大名	京都府	廃城	
4/21	園部	城郭	大名	京都府	廃城	
4/22	亀岡	城郭	大名	京都府	廃城	
4/24	二条	城郭	幕府	京都府	存城	
4/28	大坂	城郭	幕府	大阪府	存城	巡検内容記載は記載されず
4/30	麻田	陣屋	大名	大阪府	廃城	
5/1	高槻	城郭	大名	大阪府	廃城	
5/2	淀	城郭	大名	京都府	廃城	
5/4	膳所	城郭	大名	滋賀県	廃城	
5/5	水口	城郭	大名	滋賀県	廃城	「附」として朝日山(〔史料7])
5/6	西大路	陣屋	大名	滋賀県	廃城	
5/7	山上	陣屋	大名	犬上県	廃城	
5/8	彦根	城郭	大名	犬上県	存城	遠藤体調不良のため帆足調査
5/12	朽木	陣屋	旗本(交代寄合)	犬上県	記載なし	図面のみの送達で巡検せず、 (〔史料7])記載なし
5/13	大溝	陣屋	大名	滋賀県	廃城	
5/14	宮川	陣屋	大名	犬上県	廃城	
5/17	大垣	城郭	大名	岐阜県	廃城	「附」として郡上・加納・苗木・野村・ 高富・笠松を送付(〔史料7])
5/18	加納	城郭	大名	岐阜県	廃城	大垣の「附」(〔史料7])
5/21	岩村	城郭	大名	岐阜県	廃城	
5/23	犬山	城郭	支城(尾張藩)	名古屋県	廃城	
5/25	名古屋	城郭	大名	名古屋県	存城	
5/27	高須	陣屋	支城(尾張藩)	名古屋県	廃城	
5/27	今尾	陣屋	支城(尾張藩)	名古屋県	廃城	維新立藩
5/29	長島	城郭	大名	三重県	廃城	4/24 安濃津県より三重県に改称
5/30	桑名	城郭	大名	三重県	廃城	
6/4	菟野	陣屋	大名	三重県	廃城	
6/5	亀山	城郭	大名	三重県	廃城	
6/6	神戸	城郭	大名	三重県	廃城	
6/8	津	城郭	大名	三重県	存城	
6/10	鳥羽	城郭	大名	度会県	廃城	
6/12	田丸	城郭	支城(和歌山藩)	三重県	廃城	
6/13	松坂	陣屋	支城(和歌山藩)	三重県	廃城	
6/14	久居	陣屋	支城(津藩)	三重県	廃城	
6/16	伊賀上野	城郭	支城(津藩)	三重県	廃城	
6/17	柳生	陣屋	大名	奈良県	廃城	取調除外対象(〔史料8]、巡検は実施)
6/19	郡山	城郭	大名	奈良県	廃城	
6/19	小泉	陣屋	大名	奈良県	廃城	取調除外対象(〔史料8]、巡検は実施)
6/19	田原本	陣屋	旗本(交代寄合)	奈良県	廃城	維新立藩、取調除外対象(〔史料8]、巡 検は実施)
6/20	柳本	陣屋	大名	奈良県	廃城	取調除外対象(〔史料8]、巡検は実施)
6/20	芝村	陣屋	大名	奈良県	廃城	取調除外対象(〔史料8]、巡検は実施)
6/21	高取	城郭	大名	奈良県	廃城	
6/22	櫛羅	陣屋	大名	奈良県	廃城	取調除外対象(〔史料8]、巡検は実施)
7/8	新宮	城郭	支城(和歌山藩)	和歌山県	廃城	維新立藩
7/15	田辺	城郭	支城(和歌山藩)	和歌山県	廃城	維新立藩
7/20	和歌山	城郭	大名	和歌山県	存城	
7/25	岸和田	城郭	大名	堺県	廃城	受取済(〔史料7])に記載なし
7/26	伯太	陣屋	大名	堺県	廃城	〔史料7])に記載なし
7/27	吉見	陣屋	大名	堺県	廃城	陣屋名のみの記載、〔史料7])に記載なし
7/27	狭山	陣屋	大名	堺県	廃城	陣屋名のみの記載、〔史料7])に記載なし
7/27	丹南	陣屋	大名	堺県	廃城	陣屋名のみの記載、〔史料7])に記載なし

[表4] 「日記」に記載される城郭・陣屋一覧

な記載ではない。さらに、「史料8」によると、調査が奈良地方に及ぶころに調査すべき城郭・陣屋の精選が行われたらしく、大和郡山城・高取城を除く巡検先について「本ヶ条張紙之分取調相除候事」とされた。「本ヶ条張紙」がどの部分を指すかも含め経緯は不明であるが、村岡陣屋のように県官に景況を尋問した際に一見の価値なしと判断した場合、実地検分をせずに旧陣営及び木石等の入札を命じている例があることから、陣屋に関しては一見するまでもなく入札処分する方針に転換し、項目①に関する調査を省略したものとされる。^(註40)ただし、「取調相除候事」とされた陣屋においても、「史料8」に記載された陣屋の取り調べ自体は行われており、「日記」には該当する陣屋の情報の記載がみられる。これは項目③の調査のためか、あるいは「史料8」の伝達が遅れたためと思われるが、詳細はよく分からない。

調査内容については概ね「史料3」に準拠したものが記載されるが、記載順は一様でなく、城郭や陣屋によって記載量に差がある。このほか、城郭や陣屋の検分時に収集された情報として、城内や練兵場の広狭や建造物の規模、新旧および腐朽の度合い、小隊の収容率が記載されることが多い。また、市中の様子や産業、物産といった城下町の景況も記載されることが多く、前章の末尾で整理した項目①および②については調査が実施されたことがわかる。

項目①に関連して、「廃城令」の際に「存城」とされた城郭について注目すると、遠藤ら二名が巡検した地域のうち、城郭・陣屋が存城とされたものは大坂・和歌山・二条・彦根・津・名古屋・豊岡の七カ所である。^(註41)記述量に多少の差はあるものの、大坂城や二条城を除く五箇所については他の項目と記載される項目は概ね「史料3」に準じており、大きな変化はない。^(註42)二条城については取り調べのための絵図の提出がなされたが、「当所ハ運輸モ自由、干他物品等ノ事モ人ノ知ル所ナルヲ以テ訊問セス」とされたため記載が省略されている。また、大坂城については、欄外頭注に「大阪」とはあるものの、

城郭の取調べ内容に関する記載はほとんどみられない。既に陣営がおかれていたことから調査が省略されたと思われる。

「存城」の調査において特筆すべき点としては、「表2」に挙げたグループとは別に城郭の取調べに動く将校の存在が「日記」から垣間見える点である。遠藤と帆足の両名は七月二十日に和歌山城を検分しているが、この時大阪鎮台から中村少佐（中村重遠カ）なる人物が派遣され、遠藤と面談している。その際、中村は遠藤に対して「近日当所ニモ兵ヲ屯スル議アリ依リテ来レリ」と派遣理由を回答している。^(註43)これと関連して四月二十八日に大坂城において遠藤が中村少佐に面談した際に、遠藤が「其他分営ノ位置及連連属線中ニ兵営ヲ置クノ如何」を問うたところ、中村少佐から「尚再考トノ事」と回答されたことが記録されていることから、「存城」とする城郭については、「表2」で示したような調査員とは別に、大坂鎮台の中村少佐といった将校が兵営の選定に関する調査を行っていたことがうかがえる。^(註44)史料が断片的であるため詳細は分からないが、中村少佐らのグループが兵営として使用する可能性の高い城郭を優先的に調査および受け取りを行い、それと並行して「表2」の調査員が全国の城郭や陣屋等の保有する財産を悉皆的に調査し、入札を含めた処分を行っていたというのが私見である。

最後に項目③について。この点は本来絵図に記載される項目のためか「日記」に記載されることは少ない。ただし、城外に練兵場がある場合等については記載されている場合があるほか、城郭の入札に関する記述もみられる。^(註45)例えば篠山城のように「二丸中庫ニヶ所〇」欄外「〇及前ノ対面所及元役所ト唱フ地方事務取扱所ハ」収納米ヲ入ル、所ナル故ニ入札ヲ省キタキ由県官ヨリ掛合フ」と入札処分に對して談判を試みる記録がみられ、陸軍省による拙速かつ強硬な入札命令が検分に付随して行われていたことがうかがえる。^(註46)以上より調査が実際に項目①〜③の三項目に準拠して行われたことが「日

記」の検討から調査の概要とともに明らかとなった。

おわりに

本稿では、遠藤泰道文書（尼崎市立歴史博物館蔵）を用いて明治五年の城郭調査の目的とその詳細について検討してきた。その結果、明治五年の城郭調査の目的として次の三点が挙げられることが明らかとなった。すなわち①城郭の軍事的有用性に関する項目、②周辺地域の人口や補給物資に関する項目、③陸軍省管轄地の確定およびその処分に関するものである。従来項目①②については大同小異に指摘されていたが、③の項目についてはあまり認識されてこなかった。しかし、当時の陸軍省が全国の城郭や陣屋を管轄下においてはいったものの、その大半の管理を事実各府県に委任していた状態にあったこと、そのような中で不要城郭を移管する必要が生じており、かつ財源確保上の観点から、早急にそれらを入札処分することで対応することを画策していた当時の陸軍省にとっては重要な調査項目であったに違いない。この入札は後に明治政府によって無効とされてしまうもの^(註46)、それだけ緊迫した状況下で陸軍省は城郭等の財産を把握する必要性に迫られていたといえよう。このように考えると、「陸軍省絵図」は陸軍省が管轄下に置きながらも未だ把握できていなかった全国各地の城郭や陣屋といった財産を調査すべく作成された絵図と評価することができる。

次いで、城郭調査と「廃城令」との関係性について述べておくと、「廃城令」のために遠藤や帆足といった官員が派遣されたとするこれまでの説明は概ね首肯できる。しかし、「日記」を検討するにあたって、遠藤や帆足といった全国の城郭を悉皆調査するグループが主に「廃城」と城郭の有する財産処分を行う一方、「存城」の調査に中村少佐といった別働のグループの存在が

垣間見えることから、「廃城令」や鎮台の再々編に向けた調査が一概に遠藤等のグループの手によるものではなかったことがみえてきた。中村等の詳細について小論では扱うことができなかったものの、今後当該事項の検討を行う場合は、「表2」に示した巡検将校のほかに、後者のグループの存在を考慮に入れておく必要があるだろう。

雑駁ではあるが、小論では以上のような点を指摘してきた。最後に本検討を通じて見えてきた課題や展望を述べておきたい。第一に本稿で使用した史料も含めて課題も数多く残るが、引き続き遠藤泰道文書の翻刻や検討を進めつつ、同時に本稿で詳しく扱うことのできなかつた「陸軍省絵図」の分析も行うことを当面の課題として挙げておきたい。加えて、地租改正事業に関連して城郭敷地の問題についても検討を深めていくべきであろう。城郭調査によって陸軍省管轄下に置かれた城郭内の区画のうち、「廃城令」によって「存城」となった場合、そこに居住していた士族には地券の発行つまり土地所有権が認められていなかった。この時陸軍省は居住士族に対して「追て当省ヨリ引払方相違候迄ハ住居罷在不苦候間、総て拝借地ト相心得収税取計大蔵省へ可相納事」としているが、陸軍省側の都合によって立ち退きを求められる可能性の下で生活を強いられた士族層の立場はかなり不安定なものであったに違いない。こうした士族層の存在については既に宮川秀一氏や平井誠氏等による論考の中で触れられているが、今後各城郭の事例を検討する際には地租改正事業における研究の蓄積を踏まえることが求められよう。^(註50)

【註】

(1) 後述のように「廃城令」によって全国の城郭が一斉に破壊されたという一般の考えに対し、同法令は城郭の管理換えを示したものにすぎないとする見解が提出されている（佐々木孝文『資料でみる鳥取城』鳥取市教育委員会、二〇一三年）。また、森山英一

氏もフランス民法の解釈から同様の見解を提示している。(森山英一「存城と廃城―城はいつ終わったのか―」(『近世城跡の近現代―平成28年度 遺跡整備・活用研究会報告書』奈良文化財研究所、二〇一七年)。こうした理由から「廃城令」をいう場合、カギカッコ付きで表記されることが多く、本稿でもこうした表記に従うこととする。

(2) 明治六年一月一日付太政官無号達。「第一号」で四三城郭、一陣屋等を「存城」として陸軍省管轄下で鎮台に利用し、「第二号」で二五城郭、六八陣屋等を「廃城」として大蔵省管轄下に置いている。なお、本稿で扱う遠藤道等の調査対象地域の存廃状況については「表4」を参照されたい。

(3) 野中勝利「1883年の「廃城」と城址の公園化に関する研究」(『都市計画論文集』第42巻3号、二〇〇九年)、同「1886年の「存城」の払い下げとその後の土地利用における公園化の位置づけ」(『都市計画論文集』49(三)、二〇一四年)。同「廃城」後の城址における公園化の契機と経過」(『ランドスケープ研究』79(五)、二〇一六年)。(4) 前掲佐々木(二〇一三)論文。

(5) 大類伸・鳥羽正雄「考古学講座 武家時代の城郭及城址」雄山閣、一九二六年。藤田清「修史余談―全国城郭等の処分」(『偕行社記事』昭和九年八月号、偕行社、一九三四年)。吉田常吉「明治初年に於ける城郭の破壊に就いて」(『史蹟名勝天然紀念物』第十九集第六七合併号、史蹟名勝天然紀念物保存協会、一九四四年)。

(6) 森山英一「名城と維新―維新とその後の城郭史―」日本城郭資料館出版会、一九七〇年。同『明治維新廃城一覽』新人物往来社、一九八九年。近年では前掲森山二〇一七論文などの業績もみられる。

(7) 平井誠「明治期における城郭の変遷と各層の動向」(『岡山地方史研究』八六、八七、一九九八年〜一九九九年)。同「明治期における宇和島城の城郭地処分と城郭保存運動」(『愛媛県歴史文化博物館紀要』第五号、二〇〇〇年)、同「明治期における廃城の変遷と地域動向―愛媛県内の城郭・陣屋を例として―」(『愛媛県歴史文化博物館紀要』

第七号、二〇〇二年)等。

(8) 堀田浩之「近代の姫路城に関する覚書―鳥羽正雄コレクションの資料紹介を兼ねて―」『兵庫県立歴史博物館紀要 塵界』第十五号、二〇〇四年。

(9) 『姫路市史 第十四巻別編姫路城』(姫路市、一九八八年)、『松江市史 別編―松江城』(松江市、二〇一八年)等。

(10) 平成二十八年年度遺跡整備・活用研究会 近世城郭の近現代(於：奈良文化財研究所平城宮跡資料館講堂、二〇一六年十二月十六日開催)。成果物として『近世城跡の近現代―平成28年度 遺跡整備・活用研究会報告書』奈良文化財研究所、二〇一七年。また、城郭談話会第3回特別例会「存城・廃城(いわゆる廃城令)から明治中期における城郭―その軍事・保存・改変―」(於：近畿大学東大阪キャンパスA館301教室、二〇一九年六月八日開催)、成果物として同タイトルの論集が発行されている。

(11) 前掲平井(一九九八)論文。

(12) 平井誠氏によって城郭調査に関係する史料として愛媛県内や山口県といった府県側の史料を用いた研究がなされている(前掲註7および平井誠「明治前期における萩城址の跡地利用―士族層の動向を中心にして―」(『ヒストリア』二四二、二〇一四年))。

(13) 富原道晴「正保城絵図」を超える規模で実施された日本最大の幻の城郭調査―明治5年城郭存廃調査の記録絵図―(『城』関西城郭研究会一九二、二〇一二年)、高田徹「明治五〜十七年前後の西尾城の変遷―絵図・地籍図による検討を中心に―」(『西尾城絵図集』西尾市教育委員会ほか、二〇一二年)。井口琢人「明治の城絵図「陸軍省絵図」(小野寺淳・平井松午編『国絵図読解事典』創元社、二〇一二年)。

(14) 調査先の各府県担当者からの来信については封筒のみのものが多い。

(15) 山崎伝之助編『和歌山県人材録 前編』和歌山日日新聞社、一九二〇年。同書では遠藤泰道として立項されているが、父親の通と区別するため、本稿では道と表記する。

(16) 「系譜遠藤氏」(遠藤泰道文書5)、「遠藤家系譜八世圭介泰貫九世道泰道」(遠藤泰道文書12)、および「遠藤道経歴」(遠藤泰道文書2)。いずれも尼崎市立歴史博物館蔵。

- (17) 「第二章第六節 明治以降の尼崎城址の変貌」(尼崎市教育委員会『尼崎城研究資料集 成』) 尼崎市教育委員会、二〇二〇年、桃谷和則氏執筆分。岩城卓二「武士と武家地の行方―城下町尼崎の一九世紀―」(高木博志編『近代日本の歴史都市―古都と城下町―』 思文閣、二〇一三年)。
- (18) 富原道晴『陸軍省絵図』発見の経緯」(『富原文庫蔵陸軍省絵図 明治五年の全国城郭存廃調査記録』戎光祥出版、二〇一七年)。
- (19) 「陸軍省絵図」自体の調査は時節柄行うことができなかつたため他稿に譲る。
- (20) 前掲吉田(一九四四)論文。
- (21) 「太政類典」第一編 第百七巻 国立公文書館蔵。
- (22) 本論から外れるが、園部城の場合、藩としての格式が城持とされることに固執していたことから、城郭が藩の権威を象徴するものとして捉えられていたと思われる、当時の城郭に対する心性がうかがえる点で興味深い。
- (23) 『法令全書』明治四年陸軍省 第七三号。
- (24) 同時期に作成された絵図は各地に存在が確認できるものの、それらがこの達をもって作成された絵図にあたるのかは不明のため、これらに関する調査は今後の課題である。
- (25) 前掲藤田(一九三四)論文。このほか、類似史料として明治四年十一月廿三日付軍務局伺「全国城廓毀廢ノ所置方ヲ各鎮台ニ心得シム」(公文別録 陸軍省衆規淵鑑抜粹」三十二〜三十五 国立公文書館蔵)。
- (26) 兵部省は明治五年二月二七日に陸軍省と海軍省に改組されている。
- (27) 前掲森山(一九七〇)論文。同『陸軍省絵図』作成の背景」(『富原文庫蔵陸軍省絵図 明治五年の全国城郭存廃調査記録』戎光祥出版、二〇一七年)。
- (28) 前掲藤田(一九三四)論文および前掲森山(一九七〇)論文、平井(一九九八)論文等。藤田論文や森山論文では「史料2」の翻刻が掲載されるが、調査内容に城郭における陸軍省管轄範囲の確定があったことに言及はされていない。続く平井論文では「史料1」のみ言及されるのみである。
- (29) 「日記 明治五年三月廿一日、廿三日、廿六日、廿七日条。「遠藤泰道経歴」(遠藤泰道文書18、尼崎市立歴史博物館蔵)によると、巡検の日程を明治五年三月廿日日出発、同年八月九日帰京としているが、「表2」では「日記」記載初日(赤坂出发)から末日(陸軍省出頭日)までを採用して三月二日から八月一〇日としている。
- (30) 前掲平井(一九九八)論文。平井氏はこの三基準について、のちに経済的観点を追加されて四基準としている(前掲平井(二〇〇二)論文)。
- (31) 明治五年三月十八日付「城郭兵器取調ノ為メ陸軍省官員各地方へ出張」および同日付陸軍省達「城郭兵器等調査ノ為メ陸軍省官員各府県へ派出ス附取調方」(『太政類典』第二編 第二百四十二巻 国立公文書館蔵)。なお、同史料に関しては藤田(一九三四)論文や森山(一九七〇)論文でも参照されるが、詳しい分析はみられない。
- (32) 「史料4」(遠藤泰道文書)と「史料2」は陸軍の管轄地の確定に関する内容を記載する点で類似する。さらに「史料5」あるいは「史料6」(遠藤泰道文書)の内容は「史料1」と主に軍事的な内容を記載する点で類似する。前者は布告として発出され、府県に向けて達せられたのに対し、後者はその形跡がみられない。
- (33) 前掲平井(二〇〇〇)論文、同(二〇〇二)論文。
- (34) 前掲佐々木(二〇一三)論文。
- (35) 「大丸用日記種本」(遠藤泰道文書44、尼崎市立歴史博物館蔵)。
- (36) 「史料6」および「史料7」はその際に各府県の担当者宛に伝達されたとみられる。なお、「史料6」と「史料7」の両者の間でも細かい文言の差異や追加が行われているが、この理由については現段階で判断できないため、保留とする。
- (37) 壬申六月十八日付度々真松坂出張河原田大属発遠藤陸軍大尉・帆足義方宛書簡(遠藤泰道文書36、尼崎市立歴史博物館蔵)によると、「過日当松坂城郭御検査御滞留中取調ヶ条御猶予願置、調仕次第御巡廻先ニ差出可申」とあり、松坂城の取り調べヶ条の提出について後日提出することとして猶予を願っていたことがうかがえる。
- (38) 「日記 明治五年四月四日条および同十四日条」。

(39) 旗本陣屋として「日記」には村岡陣屋(交代寄合・豊岡県)、朽木陣屋(同上・滋賀県)、田原本陣屋(交代寄合・奈良県)の三陣屋がみられるが、このうち村岡・田原本はいわゆる維新立藩で廃藩置県直後に県庁として利用されている。朽木陣屋については「此処図面上陣屋ナレトモ、元来福知山分家ニテ二千石ノ交代寄合ト唱ヘシモノナレハ、旧諸侯ニ非ス」として図面上のみの送達を行っている。「廃城令」の一覧にも記載がみられないことから、調査対象外とされたとみられる。また、郡上(城郭)、加納・苗木・野村・高富・笠松(陣屋)についても記載がみられないが、「史料7」をみると、取り調べの図面自体は調査員に提出されていたらしい。この経緯についてはなお検討を要する。

(40) 「史料8」は奈良県管轄下のみの記載となっているが、巡検自体は奈良県の後に和歌山県、堺県と続いている。堺県管轄下の陣屋については陣屋名のみ「日記」にみえる程度の記述しかない。

(41) 明治四年の時点で既に大坂と名古屋の二城郭には営所が置かれているが、森山英一氏によると、名古屋城の受け取りが行われたのは明治五年五月二五日であり、まさに遠藤・帆足等が巡検を行った日程と符合する。なお、明治六年一月一日付太政官無号達「第一号」では兵庫が「存城」として挙げられているが、これは城郭がないものの、新規に陣営を置く場所として設置されているため「表4」の兵庫とは無関係であろう。

(42) 彦根城の訪問時に遠藤は「感胃」のため調査に同行しておらず、取調べ内容の記載があまりみられない。しかし、帆立氏に取調べを委任したことが「日記」に記載されていることから、他の城郭・陣屋と同様の調査がなされたことがうかがえる。

(43) 「日記」明治五年七月廿日条。

(44) 「日記」明治五年四月廿八日条。

(45) このほか、名古屋城の巡検時に「野木(乃木希典カ)少佐」が立ち会い、天守を兵營に使用する旨の話を遠藤等にしていたことが「日記」に記載されている(「日記」明治五年五月二五日条)。

(46) 全体として「日記」に入札に関する記載は少ないが、これは「陸軍省絵図」に入札対

象に付番がなされていることから敢えて記載がなされなかったものと思われる。

(47) 「日記」明治五年四月七日条。各城郭の建造物や木石等の入札は検分時に命じられた場合が多かったとみられるのは鳥取県の例や西尾城の例から既に明らかにされつつある。(佐々木孝文『資料でみる鳥取城』鳥取市教育委員会、二〇一三年。高田徹「明治五十七年前後の西尾城の変遷―絵図・地籍図による検討を中心に―」『西尾城絵図集』西尾市教育委員会・西尾城再建友の会、二〇一二年)。

(48) 『法令全書』明治六年二月十五日付陸軍省第四七号。

(49) 『法令全書』明治六年二月十四日付陸軍省第四五号。

(50) 宮川秀一「城郭内居住士族の移転問題」『姫路市史』第十四巻別編姫路城、姫路市、一九八八年)および前掲平井(二〇〇二)論文。このほかに池山弘「名古屋城郭の要塞化と封建家臣団の処分―名古屋城郭三之丸を中心に―」『四日市大学論集』第二四巻第一号、二〇一二年)等の成果がみられる。なお、「廃城」についての検討は前掲岩城(二〇一三)論文で扱われており、これらの検討を進めていく上で重要な論点が表示されている。

【付記】

本稿は尼崎市立歴史博物館において行われた水曜歴史講座「尼崎市立歴史博物館蔵『城郭巡視日記』を読む―「廃城令」直前の城郭調査の目的と実施内容―」の内容を基として、その後大阪歴史学会近代史部会(二〇二二年二月例会)において報告するにあたり内容を大幅に改めたものである。調査にあたり、桃谷和則氏、室谷公一氏の両氏をはじめ尼崎市立歴史博物館の職員の皆様にご多大のお世話になったほか、史料撮影に吉原大志氏(兵庫県立歴史博物館)の協力を得た。記して感謝申し上げます。

《史料》

○凡例

- ・判読不能箇所は「□」につき「□」で示し、文字数も不明な場合は「□」で示した。
- ・翻刻者注は「□」で示した。
- ・割書は「◇」で示した。
- ・冗長を避けるために、改ページ・改行は追い込みとした。
- ・翻刻は常用漢字を用いて行い、適宜句読点を補った。
- ・合字については次のように表記した。「厶」↓「トモ」、「𠂔」↓「トキ」、「ノ」↓「シテ」
- ・見せ消しについては二重取り消し線で示した。

〔史料1〕

巡検参謀将校職務大略

- 一各地城塞ノ方向並地勢ノ險易ヲ見極メ、攻守ノ便不便ヲ計リ、暇アラハ絵図ニ認メ可申事
- 一城中用水ノ多少、家屋ノ有無、平場ノ広狭並ニ濠池ノ模様、游泥・乾湿等明細書載セ可申事

一城塞四辺ノ地理、水運ノ有無、山丘・森林ノ向背等書載可申事

一其城下市街人烟ノ多寡、馬匹ノ多寡、物品・運輸・製造等ノ項ヨリ貧陋繁富ノ別、別シテ其地人民ノ重ナル産業ハ何物ナリヤヲ記シ可申事

一其城市ヨリ国境マテ、又他ノ国境相通スル道路大小、間道共ニ大凡里程間繕ヒ記シ申スヘキ事

一県官ト引合ヒノ節何レヨリ何レマテ城属ノ地ナリヤ、委シク書キ記シ図面ニテ取究メ置可申事

一総テ後來万一一揆ナト起ル時、味方ニ城ヲ取ルトモ、敵ニ城ヲ取ラレタリトモ其攻守ノ方法等予メ存意丈ニテモ記シ置キ可申事

『法令全書』明治五年三月十五日付陸軍省第三十号

〔史料2〕

陸軍省達（諸県）

今般城郭兵器等為取調当省官員各府県へ派出巡回為致候ニ付テハ別紙ノ件々詳細取調、出張官員へ可申出候事

別紙

一城郭堡砦練兵場等総テ兵事ニ関係シ建築スル者ハ土地並ニ厦屋樹木共悉ク

当省管轄ニ候條詳細取調可申出事

但城郭ノ儀ニ付テハ追々届出候向キモ尚又今般明細可申出事

一兵器彈藥并製造所及ヒ火工所用ノ藥品産出ノ場所等凡テ陸軍關係ノ分同断可申出候事

一各地方県庁新ニ民政ノ為メ建築スルモノヲ除クノ外、従前藩庁ト唱ル者大

抵陸軍所轄ニ候ヘハ同様可相心得、尤城ヲ去テ別ニ藩庁ヲ置キ候類、其次

第委曲可申出候事

一是迄学校ト唱ヘシ内、弓劍等演習其他武事關係ノ場所ハ其地面ノ広狭建物

立木等逐一可申出候事

『太政類典』第二編第二百四十二卷

一当城経始及諸侯何人居住取調之事

第三条

一城郭内ハ勿論旧練兵場・火薬庫・兵器貯蓄所・磨薬庫・車場ノ如キ総テ兵事ニ関スル諸件ヲ取扱候、地内立木杉・松・樅・檜其他雜木五尺廻リ以上、

以下巨細取調之事

附立木十名以上入札之事

第四条

一城郭内本丸・二・三ノ丸及旧練兵場等地坪ハ勿論其広所ニテ長幾間、幅幾間可有之哉、大絵図面中ニ可記事

第五条

一城郭内建物即県庁・旧知事住居跡ヨリ土蔵・橋・社ニ至ル迄悉ク縮小図ヲ

大絵図面中ニ巨細相記可申、尤稍大ナル建物ハ更ニ建家ノ図ヲ各一枚ツ、

可差出、且其年数及瓦葺・板葺・茅葺ノ趣ヲ記シ可申、尚城郭外ニテモ旧

練兵场内建家及兵器貯蓄所・火薬庫等ノ如キ更ニ各絵図面一枚ツ、可差出

事

〔ママ〕
附建家等ハ大絵図面ニ記セシ縮小図ニ一・二・三番等ノ号数ヲ記シ十名以

一官員姓名取調之事

第二条

上入札ノ事、但シ箇中ニ記シ難キ石垣ノ石ノ如キハ更ニ入札ノ事、仮令

新県庁ニテモ旧県庁ヲ直様城郭内ニテ相用居候分ハ勿論、土蔵等モ同断

ノ事

但城郭外ノ分ハ此例ニ非ス

第六条

一 寺院学校ノ如キ大厦屋、城郭ノ内外ニ有之哉取調之事

第七条

一 城中飲水十分ニ有之哉取調之事

第八条

一 城郭ノ近地水難有之哉取調之事

第九条

一 大工ハ当所ニ幾人程有之、尚又御管轄中其他近郷ヨリ召集スルトキハ幾人位ヲ得可キヤ、其中棟梁幾人位有之哉、土方・左官・建具師・経師屋・木挽人足等同断取調之事

附大工・土方・左官等一人ニ付一日ノ費用銀何匁位ニ有之候哉

第十条

一 鉄巻貫目ニ付当所ノ価何程位ニ候哉、尚又何処ヨリ多ク相求メテ用ヒ居候哉取調之事

第十一条

一 土蔵等ノ土台ニ用ユル石、即青石・雁木石ノ如キ近地ニ産スルヤ、然ラザレハ何処ヨリ求メテ相用居候哉、尚当所ニテ其価上中下品何程位ニ候哉取調之事

第十二条

一 当所及近郷ニ瓦産スルヤ、然ラザレハ何処ヨリ求メテ相用居候哉、尚当所ニテ一坪ノ価上中品何程位ニ候哉取調之事

第十三条

一 生石灰、砂利、砂、竹当所ニ産スルヤ、然ラザレハ何処ヨリ求メテ相用居候哉、生石灰ノ価一石ニ付何程、砂利及砂一合ニ付何程、竹五寸廻位ノモノ拾本ニ付何程位ニ有之哉取調之事

第十四条

一 当所ノ土族・卒族戸数及町家戸数幾軒有之哉取調之事

第十五条

一 調練場ニ成程ノ二三百間ノ空地近傍ニ有之哉取調之事

第二十六条

一 上中品・白米・上酒・薪・油・味噌・醤油・炭ノ価、当所ニテ何程位ニ有之候哉取調之事

第二十七条

一 四五寸角ニテ長サ一丈二尺ノ松・杉・樅・檜ノ価、当所ニテ何程位ニ候哉、四分板・一寸板ハ松杉等ニテ一坪ニ付価何程位ニ候哉、尚又何処ヨリ多ク

求メテ相用居候哉取調之事

第二十八条

一 当所織物・器物・畠物ハ何品産スルヤ取調之事

第二十九条

一 海魚ハ何処ヨリ来ルヤ、河魚何類多ク当所ニ産スルヤ、且鳥類十分ニ有之哉取調之事

第三十条

一 当所地方地面一反ニ付田畠上中下ニテ売買ノ価何程位ニ候哉取調之事

第三十一条

一 近地通船ノ大小川有之哉取調之事

第二十二條

一 城郭内ハ勿論旧練兵所内等自今開拓致シ候ハ、其坪数ト其情実ヲ取調可申事

右條件ヲ以テ地方官員取合可申候也

壬申〔明治五年〕三月

陸軍省 築造局

遠藤泰道文書26「城郭巡視問ヶ条」(尼崎市立歴史博物館蔵)

〔史料4〕

〔端裏書「巡廻諸県廻達之控」〕

一 城郭堡塞等総而兵事ニ関係シ建築スル処ノモノハ土地并厦屋樹木共ニ悉陸軍省管轄タルニ依テ、県内ニ於テ速ニ取調申出可相渡事

但先般城郭之内追々差出候ト雖トモ未タ明細不申出ニ付、又細密可申出

事

一 各県ニ於テ所在ノ県庁ト称スルモノモ民事ニ依テ建築スルモノハ大蔵ノ所

轄タル可ク、従前藩庁卜唱フルモノハ大抵陸軍省ニ属スルモノ多カル可シ、
依テ其由ヲ明細ニ可申出事

但従前之城ヲ出テ藩庁ヲ置ノ時ニ当テ伺届等ヲ取調ヘ、其起ル処ニ依テ
可及処置事

一是迄学校卜唱へ来ル内ニテ文武ノ別有之ハ勿論之事ニ付、武事ニ関スル場
所ハ其建物・立木・地面等悉ク可相渡事

一兵器彈藥ヲ製造スル処ハ悉ク陸軍省ノ所轄也

一是迄練兵場ニ相用候場所ハ勿論陸軍省之所轄ニ依テ可相渡事

前書條件之廉々早々此度巡廻之官員へ相答可申、依而及知達候也

壬申三月

陸軍省

巡廻之諸真宛

遠藤泰道文書27 「巡廻諸真廻達之控」(尼崎市立歴史博物館蔵)

一当所方水運者四達へ相通候哉、川名等相何度事

但水難之景況等如何候哉

一旧県士卒族及市中戸数馬匹之員数相何度事

一当地人民重モナル産業者何レニ候哉

一四辺国境之峠又ハ村迄之里程及大小間道里程相何度事

一四辺城郭或陣營へ之里程同断

一城郭〔貼紙〕附之地者図面ニ委細御書載之事

壬申四月

遠藤陸軍大尉

帆足義方

〔裏書〕「從四日市度ス」

遠藤泰道文書28 「即今取調ケ条書」(尼崎市立歴史博物館蔵)

[史料5]

〔端裏書〕「即今取調ケ条書」

一陣営中用水十分ニ有之候哉、濠池游泥・広狭・乾湿或ハ暴溢等相何度事

[史料6]

〔端裏書〕「即今取調条々」

即今取調ケ条

〔史料8〕

○柳生 郡山 ○小泉 ○櫛羅 ○田原本 ○柳本 高取
○芝村

本文○印之ケ所者本ケ条書張紙之分取調相除候事

遠藤泰道文書46「(取調除外地名)」(尼崎市立歴史博物館蔵)

〔史料9〕

〔表紙〕

于時明治五申歲
城郭巡視日記
三月 遠藤道

〔見返し裏〕

21. 7. 5. Fa. Michi
Endo

〔欄外「明治五年」〕

△壬申三月廿一日 朝六字ニ馬ヲ駕スル馬車ニ乗シテ、東京赤阪ヨリ駆行、川崎ニ休憩シ、午前第十一字横港太田町六丁目今村ニ投宿シ、直ニ予ノ寓スル李国公使館ニ報スル処、彼直チニ来リテ、港中近日ノ情態ヲ問フ、而

後「ヘルム」・「アドルフ」氏ヲ訪問ス、相共洋人ノ旅舎ニ到リテ一笑談話

シ終リテ帰宿ス、然ルニ同行ノ官員、漸次到着シ余カ伴フ処ノ帆足〔義方〕

君ハ諸務ノ繁冗ヲ以テ夜半過到着セリ

△同廿二日 雨、此日夕第三字ヲ以テ亜国飛脚船「オリコニヤン」ニ乗船ノ

條約ヲ極メタレトモ、亜国ヨリ到着ノ蒸氣ヲ待ツトノ事ニテ、終日消光セ

リ

〔頭注「亜国到着ノ船ハ岩倉公并小松等帰国ノ由」

△同廿三日 今日未タ情報ナシ、故ニ武庫司ヨリ発遣ノ員陸行スル由ナレト

モ、最早到着ノ徴確然タルヲ以テ、敢テ迂路ヲ取ルヲ欲セス

△同廿四日 晴曇、午後二字出帆ノ報知アリ、午後一字蒸氣問屋ニ一同会合

シ、「オリゴニヤン」ニ乗船、此夜暁第四字横浜ヲ出航ス

△同廿五日 晴、今日南風ニ向テ駛行遠州沖ヲ走ル、夕三字過ヨリ船ノ動揺

甚シク船中多少相酔ヘリ

△同廿六日 晴、夕六字半神戸港ニ投錨ス、波止場ニ於テ九州巡廻ノ大迫〔貞

清〕氏・石黒〔光正〕氏二分袂及種田〔政明〕氏二分袂シ、相共ニ宿ヲ神

戸ノ東鉄屋ニ投シテ眠ル

△廿七日 雨、今日児玉〔良友〕中尉・谷田〔義直〕中尉註4陸行、明石ニ致ル

ヲ以テ午食ヨリ分袂、石黒〔光正〕氏今日ニ字ヨリ乗船、長崎ニ致ルヲ以テ別レヲ告ル為ニ来ル、午後葛岡〔信綱〕氏小蒸氣ニテ大阪ニ用便スト、四字前乗船機後ル、ヲ以テ帰来ス

△廿八日 曇、今朝第八字兵庫県庁ニ至ル、此日「ソクタフ」註5休暇ニテ官員

ハ只一人ノ宿直ニシテ用ヲ弁セス、午後旅寓ニ到ル約ヲナシテ帰ル、然ルニ石井知敏ヨリ一書ヲ送り、今日用事弁セサルヲ報ス

△廿九日 晴、朝八字県庁ニ到リ参事ニ面会ヲ望ムニ、事故ヲ以テ辞ス、依テ砲台ノ用不用ヲ論スルニ一官員出テ来リ、当所ノ石造塔ハ不用ト雖トモ、開港場故景氣ノ為、壹タヲ以テ其假差置度、其上取毀ニ及フトモ、石類等ハ先達テ山県大輔殿へ県令ヨリ既ニ談判シ当県へ貰受ル筈ナリト、然ト雖トモ尚一見ヲ望ミ、文章掛飯田良ヲ伴ヒ二塔ヲ見ルニ、尤防禦ノ用ニ供スル程ノモノニ無之、且塗壁剥落、一ハ其覆屋モ既ニ損敗ス、〔欄外朱書〕「石堡入札ハ来レリ、其後悉皆大阪鎮台へ引渡ノ旨ヲ報告ス」石ハ御影ニテ、厚サ三尺余、大小混合ス、依テ何分入札ヲ命シ豊岡県へ送り越ス事ヲ命シ更ニ他ヲ見ルニ、当所ノ燈台及外国人ノ火薬ヲ預ル為ノ煉化石造ノ一厦屋

アリ、此屋ヨリ二三十間手前ニ一砲台アリ、是ニ八十斤ノ長加農及二十四斤ノ守城兼海岸砲車ノ二挺ヲ備フルヲ見タリ、午後一字旅寓ニ帰り葛岡〔信綱〕・稻葉〔周徳〕ノ二氏ニ分袂シ、直チニ西宮ニ到リ、夕六字十分ニ投宿ス、〔挿入「里程五里」〕此日ニ氏モ又川蒸氣ニテ丸亀ニ到ルト云フ

〔頭注「四月朔日」〕晦日、晴天、朝八字西宮ヲ発シ、九字半ニ尼ヶ崎ニ到リ、直チニ出張所ニ一書ヲ投スル処、兵庫縣権少属下見重慎註6来ル、城郭面并ニ石造塔へ一ハ西ノ宮、一ハ今津自ラ持来ル、依テ入札ヲ命ス、其形ハ神戸

ノモノニ同シ、此城海岸ヨリ十丁、神戸ヲ去ル七里、大阪ヨリ三里、三田八へ山道七里ト南遙ニ海ヲ隔テ葛城峯ニ対シ、北淀ノ方、東浪花、西兵庫ニ対シ、東西及北方尤広濶平延ナリ、当出張所モ本日休暇ナルヲ以テ城郭ノ事ヲ知りタル官員出在ノ由ニテ、只城ノ図ヲ持来リ、明日巡視ヲ約シ、且取調ノケ条ヲ命ス、午後城市ヲ徘徊シ見ルニ、市街戸数相応ナレトモ、又豪商様ノ家ナク貧駅ニ近シ、城モ亦古タリ、鎮台第四大隊浪花屯營修繕ノ由ニテ此地ニ屯シテ本丸中ニアリ、頻ニ操練ヲ為セリ、午後三字半帆足〔義方〕氏ハ下見重慎ヲ伴テ石堡ヲ見分ス

△二日 晴天、本日朝八字過当出張所并出典事旅寓へ来ル、続テ栗津伝ナル

者来ル、典事訊問ノ条々ヲ疑問ス、依テ一々応答ヲナシ、終テ栗津ヲ伴ヒ
外郭及西丸ヲ見分スルニ、樓櫓其外尤古ク練屏等ハ半ハ破壊ニ属ス、本丸
ハ鎮台兵屯營タルヲ以テ、県官ヨリ其旨ヲ通シ、週番所ニ到リ談判ニ及ヒ
シニ、本丸丈ハ鎮台ニ受取り、兵ヲ屯ス、且鎮台ヨリ何等ノ達シ無キ故ニ
見分ヲ許サス、当本丸ハ二十八年前焼失、翌年新築スルヲ以テ結構又可ナ
リ(註)

△三日 晴天、昨日僕等ヨリ大阪鎮台ヘ一封ヲ投シ、第四大隊ノ達シヲ望ム、
今晚鎮台ヨリ無差支旨返書来ル、依テ県官赤川脩ヲ案内トシ、週番士官林
直臣ト引合本丸ヲ一見スルニ、結構古カラスト雖トモ、一大隊ノ兵現ニ屯
在スル、景況狭隘ニ見ヘタリ、寝台併置ノ間纔ニ二尺ニ過キズ、其他広キ
地ハ長サ三十間程、巾十五間、自他屋宇ナリ、樓ニ登リテ見ルニ、東西南
市街、北ハ直ニ田野ニ属ニ十軒程ノ士卒族屋アルノミ
一〔頭注「尼崎」〕当城南海浜ヲ距ル拾丁余ニシテ、遙ニ紀泉ノ山ニ対ス、
西ハ武庫山、北ハ広濶平坦、山崎・淀、東ハ浪花ナリ

城郭ハ粗市街ト土地平衡シ、周囲ノ濠渾ハ武庫川・淀川ノ分流ヨリ成立、
且満潮・退潮ヲ以テ水増減ス、東西大手及南濠ハ満潮ニ三四十石積ノ船往

来ス可ク、退潮ニハ水減却シ、又乾濠トナル処アリ、漕運ノ便ハ欠サレト
モ、城郭ノ周囲河川多ク、毎歳秋ノ比ニハ水難ヲ蒙ル、四五年前神崎川ノ
堤崩潰セシトキハ水城中ニ及フト云フ、城東ノ川ヨリハ以テ淀ニ通ス可シ、
二ノ丸中士族卒ノ居所スル処ヲ清掃セハ巾三十間程長百間位ノ平地ヲ得可
シ、此中ニ米蔵大八箇、小一箇アリ、此内ニハ安政年中ニ築ク、他ハ古シ、
且結構粗造ナリ

一当城ヨリ明石ヘ十二里、高槻ヘ七里、麻田ヘ三里、神崎ヘ一里、大阪ヘ三
里、三田ヘ八里、伊丹ヘ二里、丹波道天王村ヘ十二里程ニテ、此間間道縦
横ナリト雖トモ、三尺以上ノ道巾アルハ西宮ヨリ山崎道及大阪兵庫ノ道等
ニテ他ハ広狭一ナラズ
一市街其他ノ景況ハ一貧馭ト見做ス可シ、南方ハ漁戸多ク街道其他巨商ノ家
ヲ見ズ、家屋又粗ナリ、
全街ノ産業尽ク雜掌ニシテ
一〔欄外朱書「士族卒六百七十一戸、市中二千四百八十五戸、町続村
四百九十二戸」〕

石鹼ヲ求ムルニ全街中二箇ノ薬品店ニ唯一小筐アルノミ、「ビール」杯ハ
土人名ヲ聞テ其瓶ヲ知ラザルモノアリ、羅紗・呉呂服等モ亦聊呉服屋ニ貯

フト、魚類モ鯛・章魚等ノ大ナルモノハ神戸等ヨリ来ル、当所ハ唯雜魚ヲ
獵スト云

○〔欄外〕○当城ノ北一里山寺本ヨリ瓦産スト云フ

城中ニハ松其他ノ雜木星散シテ又森林ナシ、城外丘陵亦多カラス、樹木又
粗只武庫ノ分流等ノ川堤又街道ニ並木アレトモ曲松樹^〇、或ハ雜木ナリ

当城ノ景況略如此按スル鎮台及分營ノ連続線中ニ一ニノ小隊ヲ屯スルモ当
所ハ浪花接近ナレハ廢城トナシ、兵庫・明石等ニ置クノ方便宜ナランカ、
尚御参考ヲ仰クノミ

当城ノ西北ニ練兵場アリ、以テ一小队ヲ練ル可キモ、此地元来高内引ナル
ヲ以テ即今払下ケ開墾ノ見込ナレトモ未晷悉典差出処ノ本書ニ頭ス可シ
今日本城ヲ見終リテ牛^食後ヲ為シ、直ニ三田ニ向テ発スレトモ、夜間ニ及フ
ヲ計リテ有馬ニ一宿ス、此地ニ温泉アリ、人煙三百五十軒浴客ノ為ニ賑
ワヘリ

△四日 曇天、朝八字半有馬ヲ発シ山内村へ到ル、此処マテ一里遠シ、又一
里余ヲ隔テ道場ニイタル、

此処ノ村落可ナリニ覚ユ、十一字三十分三田ニ到リ○〔欄外〕○井ノ草屋ニ

宿シニ、書ヲ出張所ニ投スルノ処、石巻〔清隆〕權少属ナルモノ旅寓ニ到リ、

同伴シテ見分ノ為、旧三田殿中ニ設ル処ノ出張所ニ到リ、兵庫県大属武井宜

正及中谷東ニ二出会シ、委細ヲ問フニ、当所元来陣屋ニ非スシテ屋舖ト唱へ、

県ノ支配ニシテ陣屋ニ非スト、然レトモ僕等ハ一諸侯ノ住居地且惣門両翼纒

ノ濠池ヲ見、且門ノ形状ト云ヒ陣屋ト看做ス可シト云フ、其上此結構ヲ見ル

ニ、殿中ト唱フルモノモ甚小ナルモノニテ、漸ク一小隊ヲ入ル可ク、此家ノ

後ニ二軒ノ家アリ、帰田ノ旧知事ニ借与シ置ト云フ、是又敝屋ナリ、市街ノ

景状前文ノ道場ト唱フル処ニ彷彿タリ、差テ重ナル産業モナク富有ノ家ヲモ

見ズ

〔頭注〕「三田」陣營ハ一丘岡ト見做ス可ク、此内火薬庫・武庫アリ、火薬

庫ハ二間四方斗ノ粗造ノ庫ニテ、半ハ毀損ス、武庫モ全シ、学校ハ一士族

ノ家ニ齊シ、当實属百八十軒斗、市中ヲ合セテ八百余戸、一貧馭ノ体ニテ

茅屋多シ、其地形ハ四面山ニシテ一ノ摺鉢ノ底ナリ、播州ニ出ル路ハ聯関

豁ナレトモ、隘路凸凹ナリト云フ、東西道場川・平川等アレトモ、水運通

セス、霖雨ニハ聊ノ水損アレトモ大ナルコトナシト○

〔欄外〕○北側人家ハ裏ニ西川云アリ、水原^{丹波}田ノ奥炭山ヨリ出テ生野川^瀬

二合流ニ至ル、岩アリテ生ノマテ船適セス、夏ハ涸ル、雨後水出シハ随分市中ニ入ルコトアリト、

当所ヨリ明石へ十三里、笹山へ本道七里半、山道五里半、三草へ七里ナリ、此地ノ景況前文ノ如ク更ニ要地トモ思ワレス

山中ノ一菰村ナリ雖然尙夫々調ノケ条ヲ命ス、且建物入札ハ九鬼從五位願濟ニテ帰田ノ上拝借ノ家ナレハ尙再応ノ信ヲ贈ルノ約ヲ為ス

当地ハ山中ノ一村ナレトモ故三田県川本ニテ世話モアリシニヤ、学校ヲ新築セ

ントセシ場所モアリ、市中ニ麦酒・葡萄酒等洋品ヲ売ル家モアリ、牛店モ二軒アリト云フ、同行帆足氏昨今温暖ニ侵サレシニヤ、今日尤快カラ

ス、依テ医ヲ乞フテ見セシム（川本某氏）、蘭家ニシテ頗ル治療洋品風を用ユ、始テ知ル、此地一ノ川本幸民アリ、全街頗ル開化ニ向ノ風アリテ、曾テ尼

ヶ崎ノ比ニ非ス、学士ノ尊キ以テ知ル可シ

△五日 晴天、今日暫時滞在撰生ス、九字ニ尼ヶ崎ヨリ昨夜来ル由ヲ以テ、

井出典（註10）事旅宿ニ来ル、午後一字半三田ヲ発シ、四里半ニシテ丹撰ノ境ナル禿日出阪峠ヲ越シ油井村ニ小憩シ、夕八字ニ古市駅丸屋ニ投宿ス（一小

駅也）

此四達地ニシテ京へ十六里、大阪へ十五里、播高砂・明石・姫路・兵庫・

尼ヶ崎へ十三里ツ、ナリ、此処氷上郡小倉村山ヨリ石灰出ル、五軍ヲ隔ツト

△六日 曇、昼ヨリ雨、朝七字比古市ヲ発シ二里半3里ニシテ十一字ニ笹山ニ到

リ、高砂屋ニ宿シ、直ニ書ヲ具出張所ニ投スル処、官員松嶋潜（註11）・谷岡藤一ヨリ直ニ来ル旨ヲ返書ス、午後二字松島潜・谷岡藤一来リ、不審ノ条々ヲ説諭シ、訊問ノケ条ヲ命ス

△七日〔頭注「篠山」〕 雨、九字比ヨリ止ム、曇天、谷岡藤一ヲ郷導トシ、

城地ヲ見分ス、此城四面山岳ニシテ、近ク八十町斗三東南尤高山ナリ、東ニ

高城山ト云聳嶺アリ、明智秀治（マモ）ノ城趾ナリト、此城ノ大手南北ニ向ヒ、城

地広カラズ、方三百歩斗、平地ヨリ高キ事二丈有余、本丸ハ一層高クシテ空地ナリ、方百歩ト五十歩程ニシテ二庫アリ、二丸建物ハ甚古ク、柱其外

朽壞ス、床板腐爛シテ行歩危ク用ニ足ラス、此内旧知事住居丈ハ稍新シト

雖トモ、尤狹隘ニシテ一小隊ヲ入ル、ニ足ラス、二丸中元対面所ト唱フル

処ニ御預リ花山院寓スト、城中井戸三箇アリ、水モ可ナリ、ナレトモ鉄氣アリ、二丸中庫ニケ所〇〔欄外〕〇及前ノ対面所及元役所ト唱フ地方事務

取扱所ハ二 収納米ヲ入ル、所ナル故ニ入札ヲ省キタキ由県官ヨリ掛合フ、

当城ヨリ東八丹波多紀郡塚マテ四里、同亀岡迄九里、山城国境マテ十里
半^西京マテ十四里、南八摂州堺日出阪マテ三里半、三田マテ七リ、間道五リ、
西八水上郡柏原マテ五リ、但馬国堺遠阪マテ十一里、北八福知山マテ九里
半、園部マテ七里ナリ

城濠深所二丈余、浅所五尺余、游泥ノ深処四尺余ニシテ水増減セス、城南
二大雲川アリ、水運通セス、洪水ノトキハ水難アレトモ僅々ナリ、外濠外
城属ノ地ナシ、人民産業ハ雑業ノミナリ、馬匹ハ借馬五疋アリ

城下市街何レモ富有ノ体ナク、山中ノ貧馱ト見做可ク、尤運送ノ便ヲ欠ク、
魚類ハ大方塩氣ヲ帯ヒ、其上鮮ナラス、兵ヲ置クモ無用ノ地ト考定ス、故
ニ近傍ノ山ヨリ瞰視シ、守城便ナラ、攻レハ一報□ク可シ

本日午後ヨリ篠山ヲ発シ、夕七字、五里程ヲ経テ柏原ノ土田恭吉方^(註12)ニ投宿
シ、書ヲ県官ニ投スルニ、只一人ノ官員本県ニ到リ留守ナルヲ以テ会セス、
当所見廻ト唱フル者ヲ呼ヒ見分ヲ命セシニ、陣門ノ管鑰ハ戸長預リ居ル旨
ニテ、其者ニ開門ヲ命セシニ、本県ヨリ何等ノ沙汰ナク、鍵ハ官員ヨリ預
リタルモノ故、私ニ開閉難相成旨ニテ、段々説諭スト雖トモ、怪執リテ不

聞故ニ翌

△八日^晴 朝書ヲ福知山ニ投シ掛合ヲ為スノ処、書面披見ヨリ此夜中ニ豊岡県
出仕山本直正ナル者福知山ヲ発シ、翌

△九日〔頭注「柏原」〕 晴、^{山本}朝旅寓ニ到ル、依テ直子ニ陣営ヲ見分スルニ、

山地ニシテ東北ハ山麓ニ接シ、峰頭仰見ス可ク西南少ク開〔欄外「展」^展〕
眸ヲ許スト雖トモ、又一里内外ナル可シ、旧知事住居ノ屋ハ古ラス、強チ
兵ヲ屯セハ三小隊ヲ入ル可シ、庭内ノ広所百歩ト六七十歩ノ広サアリ、此
他広所ナシ、西北宮□接近シテ八幡祠アリ、山上ニシテ鬱葱タリ、頂上ニ
五重塔アリ、林上ニ突出ス、

庭中九尺二間ノ一小火薬庫アリ、新造ナリ、其外武庫二所亦古シ

当所陣営附ノ地無シ、周囲土塀ニシテ濠池モナク山狭ノ一小邸ナリ、士族・

卒ノ家数^{式百軒}百五十軒、市街一線両側ニシテ他ニ蔓延セス、四百余戸^{四十二戸}ナリト

馬匹無之、只借馬三四疋ヲ見タリ、当地ノ重ナル産業ナシ、^{農商其他}雑業ナリ

当所ヨリ^{ノ方}西^{ノ方}廿里半ヲ隔テ、本郷村ヨリ播州高砂へ水運スル西川ト唱フル川
○〔欄外「〇一里半」〕

アリ、川沼高砂へ十四里程

当所ヨリ山城国境老ヶ阪マテ拾四里半、摂州国境日出阪マテ六里、播磨国

境小野尻阪マテ四里、同国小苗村マテ式里半、但馬国境遠阪峠マテ六里半、

播磨但馬境大名草村マテ六里、丹後国境河守村マテ九里半ナリ、城郭ハハ
福知山ヘ七里、高砂ヘ十四里、姫路マテ十四里ナリ、

本日午時柏原ヲ発シ山間ノ道程七里ヲ経過シテ夜八字福知山ニ到リ、鍵屋
藤右衛門ナル旅店ニ投宿ス

△十日〔頭注「福知山」〕 半曇、七字半書ヲ出張所ニ送ル、十一字ニ至リ

平田正瞭旅宿ニ来ル、今朝郭内ノ図面ヲ写シ持参セシヲ以テ遅延スト云、

午后直ニ城内ニ入テ見ルニ本丸・二丸及出丸ノ他ハ山ニシテ、恰モ一大海

鼠ノ如ク首尾樹木森々タリ、本丸ハ天守及六角櫓ト唱フルモノ而已ニシテ、
其結構甚古、就中櫓ハ半傾キテ這入可ラス、二丸ハ旧知事隠居ノ住セシ由

ニテ稍可ナリニ覚ユレトモ、当時出張所ニ用ヒ居ル書院体ノ建物ノ外造當

粗ニシテ、且惣体狭シ、方百歩ニ過キス、本丸ノ地ハ五十歩ニ過キス、強

チ兵ヲ容ル、モニ小隊位ナル可シ、当城ハ明智光秀大寺ヲ毀チテ築クモ

ノ、由ニテ、天守其他ノ石垣踏壇等過半ハ石塔及蓮花ヲ鑿リタル台石等ヲ

用ヒ戒名等顯然タリ、出丸ハ樹木ノミニテ唯一ツノ櫓アルモ廢頽スト云、

山ノ裏東南搦手ノ内土族ノ家二十軒程アリ、此西ニ知事住居アリ、纒力ニ

棟ニシテ一小隊ヲ入ルニ足ラス、大手内三丸中土族ノ家若干アリ、此所開

墾ノ筈ニテ既ニ大川ヨリ樋ヲ通スル手配ヲナセシ処、去十二月中当分其俟

ニテ地方官ハ預置ク可キ御下知ニ付止メタリト、△―〔頭注「△―濠池悉

ク淤泥、深淺ハ尤深キモ五六尺ニ過キス、過半ハ空濠ナリ〕 当所大川ト唱

フル川アリ、水源丹波山家辺ヨリ「ワチ」谷ヨリ出ツ、此川小川三十余合

流スルモノニシテ、毎年二三度ツ、洪水アリ其トキハ城中三丸ニテ九尺余、

市中ハ軒端ニ至ルコトアリ、故ニ多少舟ヲ貯フト、人家ノ壁等ニ水痕歴然

タリ、乍然一時ノ水ナル故ニ土地ハ湿地ニ非ス、水ノ減却スルモ一昼夜位

ナリト云フ、此川上ハ丹波綾部大嶋村ヨリ下モ丹後由良湊マテ水運ヲ通ス

可シ

市中ノ景況貧ナリ、諸物品ニ乏シ、産業モ養蠶・製茶・挽糸等アレトモ、

盛大ニ非ス、其他ハ雜商農ノミナリ、軒並総テ不良ニシテ、戸数以前八千

軒ト言シカ減シテ九百朱書二十九余戸ナリト云フ〔頭注「士卒族三百三十八戸、市中

九百二十九戸」

一馬匹ハ乘馬七匹、小寄駄馬八疋ナリ、当所ヨリ宮津ヘ凡八里、舞鶴ヘ凡八里、

綾部ヘ三里、山家ヘ五里、篠山ヘ八里、出石ヘ拾里、柏原ヘ六里ナリ

四辺国境ヘハ、東山城大江ノ阪マテ拾六里、南摂州秀阪マテ拾一里半、西

丹州夜久野迄五里半三丁四拾四間、北丹後國境川マテ式里九丁三十八間ナリ

本日午後第二字三十分福知山ヲ発シ、山峽三里ノ道ヲ経テ山間一ノ宮村橋本屋ニ宿ス、干時卅六字過ナリ

△十一日 晴、朝七字三十分発程、登リ巖峠ナル丹但ノ境ヲ越シ、午後「ア

ヂ」山峠ナル尤峻ナル山ヲ越シ五字三十分ニ出石船屋ナル旅店ニ宿シ、直

ニ出張所ニ投宿スルノ処、山岸権大属^(注13)旅舎ニ来リ、明日見分ノ約ヲナシ

テ帰ル

△十二日 「頭注「出石」」 晴、第八字山岸ト共ニ城内ヲ徘徊ス、当城ハ一

高山ニ依テ築クモノニシテ○「頭注「○山ニ添半月状ヲ為セリ」」、外郭内

平地第三廓、内士族卒ノ住宅アリ、知事住居跡ニハ女ノ隠居寓シ居ル由、

元藩序ト唱フルモノハ、当時出張所トシテ、結構古タレトモ、四五十年

位ノモノナラン、狭隘、半大隊ヲ入ル可ラス、其他本丸・二丸ハ伺済ニテ

毀チタル由ニテ処々石垣ノミ残ル、本丸台ニ登リテ見ルニ、東七八丁ヲ隔

テ、西八九丁ヲ隔テ、山脈圍繞シ、後面南山ニ依テ本丸ハ半腹ニアリ、二

丸下ル事三四丈、三丸下ル事二三丈ニシテ平地ナリ、本丸・二丸面積凡

二百坪ニ上ラス、井戸二箇アルモ乏シキ故ニ○「頭注「○淋漓」」 溪泉ヲ

以テ用水ト名ク、北方遙ニ豊岡ノ方ヲ展眸スルモ、又一線ナリ、此城山ハ

満山森々トシテ、大ナル杉樹アリ、旧藩ノトキ入札シタル事アリシカ、概

算シテ三千金程ト云フ

当所士卒族六百六十軒、全街戸数凡千五百戸、瓦屋少ク重モニ板葺ノ上ニ

石ヲ並置ス、詳細士族市中千七百五十戸

練兵場アリ、漸ク二小隊ヲ運動ス可シ

出石川アリ、以テ豊岡或ハ、津居山ニ運輸ス可キモ、稍大ナル舟ハ通セス、

其他水運ナシ、此出石川ハ城ノ西手ニテ北流スルナリ、濠池ハ泥深ニテ常

水ハ浅シ、驟雨一時暴溢スルモ水害ヲ為スニ至ラス

一産業ハ農事ノ外、陶器・養蚕ニシテ、陶器ハ尤火ニ堅シ、寓国ノ博覧会ニ

出スト云フ

一農事及駄送ハ牛ヲ用ユ、故ニ駄馬ナシ、借馬三疋アリ

一当地東丹波国境登リ尾峠ハ五里、因州境加茂峠ハ十七里半、南播州国境

森垣村ハ十里、北丹波国境三谷峠ハ三里半、豊岡ハ三里、七味郡村岡ハ九

里ナリ

一海魚河魚トモ乏シキ様子ニテ、市中全街家並等甚善ラス、格別豪商モナシ、尤洋西品杯モナク甚不自由ノ山地ナリ

〔頭注「豊岡」〕今日第二字旅寓ヲ発シ、夕五字半比豊岡町福井庄三郎ナル

酒造家ノ泊スル処、篠原権大属来ル△〔頭注「聞ク令・参共ニ東京行ノ留

守ナリト」〕

△十三日 晴、豊岡ノ景況ヲ見ルニ、旧陣營ハ狭小ナルモノニシテ、且家屋

敗類セシヲ以テ破却シ、今度〇〔頭注「〇久美浜ノ県庁ヲ移シ」〕新県庁

ヲ築ク由ニテ四面新ニ石垣ヲ積立、地平シヲ為シ居タリ、旧書院一ツアレ

トモ是又用ユル程ノモノニ非ス、此処曲折川ニシテ、東ハ直ニ気多川流ル、

此川ハ俗八百八谷ノ水合流スト、水流青々五十石積位ノ船舶アルヲ見タリ、

此下流津居山ニハ多少ノ泊舟アリ、今度生野銀山局ト申合、此処ヨリ播州

ヘ鐵路ヲ開ク事ヲ建白セント云フ

当所市中ノ地ハ川ヨリ高キ事一丈余ナレトモ、近年ハ水難度々ニテ、市中

床上二尺ニ及フ、現ニ水痕ヲ見ル、尤洪水ノトキハ鴨井ニ至ルト云フ、其

上永ク減セサルトキハ一昼夜モ水アリ、其他濠池ナシ

一火薬庫一所アリ、六畳敷位ニシテ用ニ足ラス

一〔頭注「村岡」〕^(註15) 当所ヨリ村岡ニ至ル山道十二里、其景況ヲ問フニ、四出

皆山ニシテ、凹地何レモ峠ヲ超ヘサレハ出ル能ワス、尤僻境ニシテ、水運

才等甚不便ノ一貧地、人烟モ二百三四十戸ニ過キス、依テ一見ヲ止メ、

旧陣營及木石等ノ入札ヲ命ス、午時宮津湊ノ来住権大属来ル

〔本十四日〕午後一字豊岡ヲ出發、五字久美浜ニ一宿ス、此地海浜ナレトモ、

^(註16) 三里ニシテ

海峡甚狭ク大船入ル可ラス、減潮ノトキハ三尺位ナリト云フ

△十四日 晴、八字久美浜ヲ発シ、但馬丹後ノ境河梨峠ヲ越シテ四字過峰山

^(註17) 五里ヲ

ノ宿ニ至ルノ処、村田少属来リ、夫是ヲ談シ明日見分ノ約ヲナス

△十五日 〔頭注「峰山」〕曇、朝八字過ヨリ村田ヲ伴ヒ陣營ヲ見ルニ、当

所モ山権現山ト唱フル処ノ半腹ニ抛リ、高低ニシテ東西二百五十歩程、南

北三四百歩ノ間凸凹形ノ平地ニシテ、是ヨリ一層高キ処陣屋アリ、造営中

等ナレトモ、一小隊ヲ入ル、ニ足ラザル位ニシテ、重モニ茅葺ニ只玄関

等瓦葺ヲ見ル、惣門内・土族屋舗等ハ一線両側恰モ切通ノ如ク次第二高シ

陣屋東北五丁ヲ隔テ、操練場アリ、是ハ山上ヲ平均セシモノニテ二千坪余、

近年造レリト云フ、

〔頭注「〇」〕当所山脈ト唱フル如ク四面山ヲ帯ヒ、西南尤峻嶺権旧知事ノ

手山ト唱へ、陣屋裏門外ヨリ登ル事八丁余ニテ絶頂ニ到ル、金峰ノ神社ア
リ、北^海ヲ眺望ス△陣屋ヨリ隘道海浜迄二里ト云フ、此浜ヨリ豊岡津居山
へ海上八里、当所ニ持来ル荷ハ、右ノ津居山ニ碇泊シ、小舟ヲ以テ運ス、
故ニ湊ナク舟掛リ出来セズ、宮津へハ海上十六七里ナリト、△此山ノ立木
若干アレトモ、陣門外且新県設置以来官林ト唱へ各村々ノ官林ト齊シク
スト雖トモ、^(墨縁)尚立木ノ員数ハ跡ヨリ申越ノ約ヲ為シ帰ル

一火薬庫ハ一小庫ナリ、陣屋内稽古場ト唱フル所ハ貫属集リテ、頻ニ茶ヲ製
セリ、当所ノ景況粗尽ク

△十六日 驟雨晴曇、朝九字半峰山ヲ登シ三里程ヲ経テ岩滝ニ到リ、舟乗シ
所謂天橋ニ沿フテ舟行、宮津ノ城下ニ到リ、藪内喜市ナル旅店ニ投ス、于
時四字半ナリ、六字比判任出仕京田隣平来ル、明朝見分ノ約ヲ為シ帰ル、
聞ク来住権大属モ豊岡ヨリ帰来スト

△十七日〔頭注「宮津」〕晴天微風、朝八字来住及京田函面ヲ持テ旅舎ニ
来ル、函上概ネ了解セシヲ以テ、城内ニ入テ見ルニ、当城ハ以前弁官へ
伺済ニテ開墾ノ筈ノ由ニテ、樓櫓大半毀チテ石垣ノミナリ、外郭ニ聊土塀
残り居ルモ、半八頭ケリ、元殿中ト唱フルモノモ過半ハ毀チタリ、聊力建

物ノ残りタル分ニ、東京ヨリ引取リシ士族輩居レリ、城中立木モ多ク伐リ
タリレトモ、御沙汰以来止メタリトテ、処々ニ積糞重ネタリ、当城頃日以
来尤見タル城郭中尤大破ナルモノニテ、先石垣ノ石ノミニナリ、

当城ハ三面尽ク山ニシテ十丁又ハ十五町程ト隔ル可シ、北方ハ城堞海浜ニ
枕ス、大手ハ西、搦手ハ東ニ対ス、東南ハ重モ士族ノ家ナリ、西ハ総テ市
街ナリ

城地ハ市中ト平坳^垣ニシテ、此平地ニ堀ヲ構ヘ石垣ヲ積立タルモノナリ、濠
池幅広処五間位、水二三尺ニシテ泥深シ、暴溢等ノ事ナシ、城中井戸アレ
トモ、何レモ浅ク濁リテ悪水ナリ

城北海中^半二十年前海中ヲ埋メ砲台ヲ築キタル由ニテ、中二丁半、長一丁
半ノ平地ヲ築出セリ、是モ廢藩前開墾ノ由ニテ、過半ハ畑トナレリ、此処
ノ西方続キニ元軍務館ト唱フルモノアリ、海浜ニシテ長屋三四棟アレトモ、
コレモ以前士族等ニ与ヘタル由ニテ、此輩ノ住居トナレリ、

〔脚注「二八軍、一八劍、一八槍」〕
本丸ノ地ハ経緯百歩ト百五十歩位ナリ、二丸ハ広所ニテ中五十歩位^中、三丸
ハ中百五十歩モアラン、重モニ士族ノ住居宅ニシテ、道路ヲ残スノミ、当

城ハ水難ナシ

城地ヨリ西北及遙ニ天橋ヲ見ル、当所八千石積ノ船ハ海浜ニ船シ、蒸気船
モ海岸ニ近ク入津スト云フ

当所学校アリ、文武ヲ合併シテ建タルモノニテ、文学校ハ当時算学所ト為
ス、此左右ニ撃劍場一所巾四間、長八間ノ板間、槍術場巾三間、半長十三
間半、何レモ古キ建物ニシテ用ユ可ラス

市中戸数千八百二十四戸、貨馬十一疋

士族等八百三十五戸

当所ヨリ舞鶴へ海上九里、陸上六里、若州小浜へ陸十八里、内八里ハ五十

丁一里ナリ、海ニ拾里、山家へ陸十一里、福知山へ陸八里、由良湊迄海上

五里ヲ経ルトキハ同所ヨリ川路八里ニシテ福知山ニ達ス、園部へ陸十九里、

綾部へ拾一里、豊岡へ陸十二里、出石へ陸九里ナリ

同日午後一字半宮津ヲ発、一里半ニシテ上司村ヨリ乗舟舟路一里半由良湊ニ着シ上陸、

大船峠ヲ夜八字比越シ、三里ヲ経テ九字三十分舞鶴ノ鍋屋ナル旅店ニ宿ス

十八日〔頭注「鶴〔舞鶴〕」〕晴、谷川清三ナル者来ル、依テ図面持参シ

見分ヲ命ス、九字三十分比少属白井驥驥図面ヲ持テ来ル、図上概略ヲ知りテ

同伴、城ノ西大手ヨリ入ル、此門内元学校アリ、当時出張所トナス、此処
ニテ木下茂へ旧県士、当時出仕へニ会シ、

当城ハ大手西ニ向ヒ、北ハ海浜ニシテ、恰モ宮津城ニ同シク城地平坦ナリ、

本丸追手ヨリ内ハ恰モ薊曝ノ如ク其極処本丸台ナリ、漸ク一小隊ヲ動ス可シ、二丸ハ

旧殿中ニシテ近来学校トセシカ又廢シタリ、平家ニシテ惣体半大隊ヲ入ル

可キモ、木柱石甚細ク屋根板葺、且何処モ古キ建屋ニシテ修理スルヨリ新

築スルヲ可トス、創立ヨリ廢藩迄二百八年ノ星霜ヲ経タリ、其他本丸及樓

櫓等ハ以前ノ城主ノトキ焼失ノマ、ニシテ建立セス石墟ノミ、県官曰、此

石迎モ誰モ買フモノナシト、二丸中旧練兵場アリ、漸ク一小隊ヲ練ル可シ、

城地ヨリ南ヲ望ムニ凡二十町斗、東西十八九町モアル可シ、北ハ海ニ枕ス

ルモ北洋ヲ見ズ、海口ノ山岳ニテ重蔽セリ、前年測量ノ蒸気船ハ入津シタ

ルコトアリ、海浜砲台アリ、図面ノ如シ、近年当所へ海運シ陸上ケスル高

埜川ノ税ヲ以テ此砲台井ノ並ニ迄海ヲ埋メ新田ヲ開クノ設ヲ為シ、三分一

ハ成功ヲ見ル

城内ノ井戸ハ尽ク堀抜ニテ水溢流ス、此外山ヨリ流れ来ル水ニ尤モヨキモ

ノアリ、水ニ乏カラス、且水質モ可ナリニ覺ユ、官庫ニ所巨大ニハ非ス、

其他雑木松等蒼々タリ、他ノ景状ナシ、

一濠池游泥、潮ノ退満ニ依レトモ、水ハ一二尺ニ上ラス、泥ハ三四尺ニルテ
深処ナシ

城ノ東西ニ高埜川・伊佐津川アレトモ水運通セス、矢張近傍由良川ヨリ福
知山ニ水運スルノミ

一人民ハ過半海魚ヲ以テ渡世トス、然レトモ市中ノ景況ハ家並モ能ク奇麗ナ

ル事、遙ニ宮津ニノ上ニ位セリ、戸数千八百二十九戸、土族等ハ五百〇〔脚

注「九〇」戸モヤラント云フ、是ハ訊問答書ニ詳ナリ、

一城屬ノ地ナシ、馬ハ借馬ニ疋ノミ、農事駄送ハ牛ヲ用ユ

当城ヨリ若狭国境吉阪峠迄四里、丹波国境黒谷村迄弍里、宮津へ海上九里、
陸上六里城塞六丁へハ若小浜へ十二里、丹波山家へ五里、綾部へ五里へ間道ナ

シ、福知山へ本道・間道トモニ八里、宮津へ本道六里六丁、間道六里ナリ〔以
下略〕

遠藤泰道文書25「城郭巡視日記」(尼崎市立歴史博物館蔵)

【史料註】

- (1) 明治三年に横浜駐在のドイツ領事フォン・ブラントの推薦で紀州藩の御雇い外国人となった軍事顧問の一人。ドイツ人教官陣はカール・ケツペンを首席に、工兵担当のユリウス・ヘルムとケツペンの副官のアドルフ・ヘルム兄弟がいたが、廃藩置県を機に紀州藩を去ることとなった。
- (2) 『横浜毎日新聞』第二十九号、明治四(一八七二)一月二十日付。一面に掲載された広告「太平洋飛脚蒸気船社中」によると、ゴールデンエイジ・ニューヨーク・コスタリカ・オリコニヤン(オレゴン)・エリエルの五隻の蒸気船を使用して「兵庫長崎上海」への定期航路を開設していた。
- (3) 小松清治カ(嘉永元年(一八四八)十一月〜一八九三(明治二十六年)五月十二日)。幕末期に会津藩が派遣したドイツ留学生で、明治維新後は紀州藩藩士を経て岩倉使節団随員、兵部省出仕を経て司法省民事局長等を歴任した。旧名馬島清治。
- (4) 陸軍大尉葛岡信綱・同中尉谷田義直・同児玉良友・十五等出仕稲葉周徳の四名は、城郭その他の取り調べを命じられている。彼ら四名の出張先は岡山・飾磨・鳥取・北條・深津・島根・広島・浜田・山口・名東・香川・高知・松山・宇和島の十四県とされ、飾磨県以西の中国地方および四国地方となっている(「陸軍省日誌」明治五年第四号 壬申三月十五日条)。
- (5) Sundayカ。旧暦では三月二十八日は日曜日にあたる。
- (6) 下見重慎Ⅱ弘化二年四月生まれ。兵庫県土族。明治三年四月十二日兵庫県逮捕。同十二月三日史生。同四年四月朔日権少属。同五年十月廿二日少属。同七年四月十三日任権中属。(『兵庫県史料』、国立公文書館蔵)。
- (7) 尼崎城の本丸は弘化六年に失火によって全焼後、翌年再建されている。
- (8) 石巻清隆(旧名脩三)Ⅱ飾磨県土族。明治五年二十六歳。明治三年三月十七日兵庫県捕亡局、同年六月史生、同四年四月朔日権少属、同五年十一月三日司法省転任。(『兵庫県史料』、国立公文書館蔵)。

(9) 武井正平(旧名領八) 〓飾磨県士族。天保十一年八月生まれ。明治三年兵庫県聴訴掛、同年六月四日権少属、同四年七月権大属准席、同年十二月十六日権大属、同五年二月十三日大属、同六年八月十二日中属。

(10) 井出正章(旧名玉川洗三) 〓兵庫県士族。弘化二年九月生まれ。明治二年四月兵庫県出仕、一等官員西宮出張所頭取役、同年十月大属、同三年閏十月少参事、同四年典事、同五年十一月七等出仕。

(11) 京都府士族 〓明治四年十一月十日豊岡県十等出仕。同年十一月廿七日大属、同年十二月廿七日十一等出仕。同五年六月十二日十等出仕。同年十一月四日大属。同六年八月廿日中属。(『兵庫県史料 豊岡県史 政治之部 官員履歴』、国立公文書館蔵)

(12) 山岸勸。岐阜県士族。明治四年十一月廿七日豊岡県十一等出仕、同年十二月廿三日権大属、同五年五月廿五日少属。(『兵庫県史料 豊岡県史 政治之部 官員履歴』第四拾四、国立公文書館蔵)

(13) 豊岡県宵田、中、滋茂地域の戸長(元中市長)

(14) 篠原吉恪 〓豊岡県士族。明治四年十一月十日豊岡県十二等出仕、同年十一月廿七日権大属、同五年六月十二日十等出仕。同年八月廿五日大属。同六年八月廿日中属。同八年十一月十一日依願免本官。(『兵庫県史料 豊岡県史 政治之部 官員履歴』、国立公文書館蔵)

(15) 村岡陣屋は旗本交代寄合山名氏の陣屋であったが、大政奉還後に新規立藩(維新立藩)、明治四年七月廢藩置県によって村岡県となり、同年十一月豊岡県へ編入された。こうした経緯から府県より陸軍省へ城郭を移管する際の対象として数えられたものと思われる。

(16) 来住景祺 〓豊岡県士族。明治四年十一月廿七日少属、同年十二月廿七日権大属、同五年五月廿八日依願免本官、同年五月廿八日少属、同年八月廿五日権大属、同六年八月廿日権中属、同七年中属、同八年九等出仕、同年十一月十一日依願免出

仕。同年十二月廿五日十三等出仕。(『兵庫県史料 豊岡県史 政治之部 官員履歴』第七拾一、国立公文書館蔵)

(17) 村田敬之 〓神奈川県士族。明治五年三月十八日豊岡県少属、同年十二月十八日権少属。(『兵庫県史料 豊岡県史 政治之部 官員履歴』第五拾九、国立公文書館蔵)

(18) 白井驥 〓豊岡県士族。明治四年十二月廿三日少属、同五年七月廿日十三等出仕、同年八月廿五日十二等出仕、同年十一月十八日少属。同七年三月廿七日十一等出仕。(『兵庫県史料 豊岡県史 政治之部 官員履歴』第三拾八、国立公文書館蔵)

(19) 「97舞鶴砲台」(『富原文庫蔵 陸軍省絵図』明治五年の全国城郭存廢調査記録)(戎光祥出版 二〇一七) 所収カ

執筆者紹介（掲載順）

神戸 佳文（当館学芸員・社会教育推進専門員）

竹内 信（当館学芸員）

濱室 かの子（元当館県政推進員）

吉原 大志（当館学芸員・主任）

香川 雅信（当館学芸員・学芸課長）

山田 加奈子（当館学芸員・主査）

編集後記

兵庫県立歴史博物館紀要『塵界』三三号をお届けします。本号は、当館の活動をさまざまな側面から紹介できる内容となりました。

冒頭の二つの論考は、県内の文化財の調査を出発点として、歴史上の人物や出来事について、新たな観点から光を当てています。続く下張り文書をめぐる二つの報告は、地域の資料を収集・保管、調査・研究し、その成果を紹介する試みとして意義深いものです。また感染症流行下に開催された二つの展覧会の報告は、未曾有の天災への当館の対応を記録するとともに、新たに作り組んだ展示手法や事業とそれらの課題を紹介しています。さらに収蔵資料目録は、展覧会報告でも述べられる「自館の所蔵資料への再評価」に欠かせない、長年に渡るコレクション整理作業の成果の一端といえるでしょう。

当館は令和三年九月より大規模改修に伴う長期休館に入りましたが、「びょうご」五国「歴史文化キャラバン」を開催し、県内各地を巡回します。今後とも、当館の活動にご注目いただけますと幸いです。

（編集担当 山口奈々絵・竹内信）

兵庫県立歴史博物館紀要

塵界 第三三号

編集 兵庫県立歴史博物館

印刷 合名会社 柳生印刷所

発行 令和四年三月二五日